

# 山形大学医学部医学科

## 学則の変更の趣旨等を記載した書類

## 1 収容定員変更の内容

山形県における医師不足を解消し、引き続き地域医療を担う医師を養成し確保する観点から、山形大学医学部医学科の収容定員について、以下のとおり変更（増員）を行う。

入学定員 105人 → 113人（令和6年度）  
収容定員 630人 → 638人

## 2 収容定員変更の必要性

山形県の課題

- 人口10万人当たりの医師数は、全国平均を下回っている。
- 地域によって医師数に格差があり医師が偏在している。
- 医師の高齢化が進んでいる。

### （1）現状

本学医学部は、昭和54年に第1期生を医師として輩出して以降、着実に山形県内の医療を支える医師を養成し、また定着を図ってきた。山形県内の全自治体病院含め主たる病院に勤務する本学医学部卒業医師の割合は、現在約65%を占めるなど、県内唯一の医師養成機関として重要な役割を担っている。【表1】

【表1】

山形県内病院における山形大学医学部卒業医師の状況

年	常勤医師総数（A）	（A）のうち、山形大学卒業医師（B）	（B）／（A）
平成30年	1,381人	902人	65.3%
令和元年	1,406人	908人	64.5%
令和2年	1,414人	938人	66.3%
令和3年	1,442人	954人	66.2%
令和4年	1,442人	951人	66.0%

※調査対象：蔵王協議会加盟39病院（山形県内の全自治体病院を含む県内の主たる病院）

蔵王協議会とは

本学医学部が中心となって、県内外の関連病院、県医師会、山形県等と平成14年に発足した協議会。県内の医師定着促進、卒後臨床研修体制の整備、医師の適切な配置等、地域医療に関する重要な課題について取り組んでいる。

しかしながら、山形県の人口10万人当たりの医師数は、全国平均を下回っており、かつ、地域ごとに偏在している。さらに、山形県の100km<sup>2</sup>当たりの医師数は、全国平均の約3分の1と大きく下回っている状況である。【表2】

【表2】

人口 10 万人当たりの医師数と面積当たりの医師数の比較

	医師数 (人)	人口 10 万人 当たりの医師数		面積 (km <sup>2</sup> )	面積当たりの医師数 (人/100km <sup>2</sup> )	
			順位			順位
	(a)	(b)	(c)	(d)	(e) = (a) / (d) × 100	(f)
全国	339,623	269.2	—	377,976.4	89.9	—
山形	2,608	244.2	34	9,323.2	28.0	44

資料：厚生労働省 令和 2 年「医師・歯科医師・薬剤師調査」  
国土交通省 国土地理院 令和 2 年「全国都道府県市区町村別面積調」

また、全国ベースで医師数の多寡を統一的・客観的に比較・評価するための指標として導入された「医師偏在指標」【表3】において山形県は二次医療圏単位で比較しても、医療施設が集中している医師多数区域（村山地域）と全国最下位付近に位置する医師少数区域（最上地域及び庄内地域）が設定されるなど、医師不足と医師偏在が顕著である。また、50代以上のベテラン医師が増加、30代から40代の若手・中堅医師が減少し、平均年齢が上昇していることも、今後の医療体制を維持する上での課題である。【表4】

【表3】

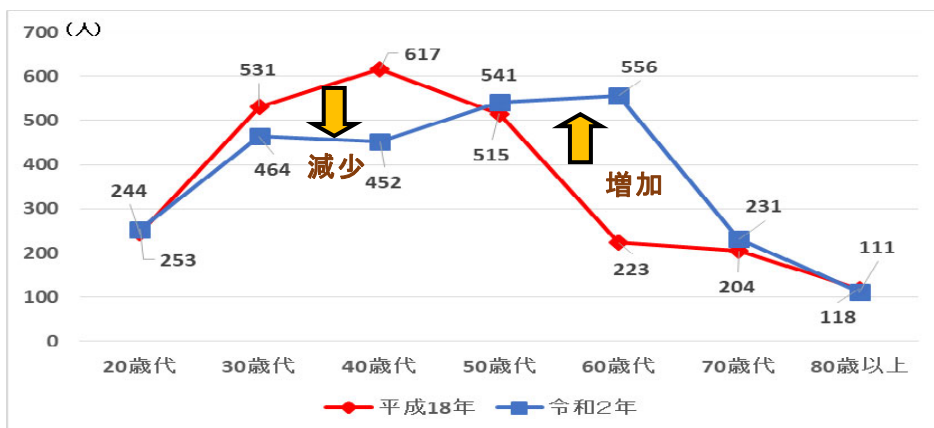
医師偏在指標

医療圏	三次医療圏	二次医療圏			
	山形県	村山地域	最上地域	置賜地域	庄内地域
医師偏在指標	200.2	237.4	120.0	189.2	162.8
全国順位	40位	85位	331位	194位	262位
	医師少数 都道府県	医師多数 区域	医師少数 区域	(どちらで もない)	医師少数 区域

データ：令和 5 年山形県地域医療対策協議会

【表4】

山形県内医師の年齢構成の推移



厚生労働省 令和 2 年医師・歯科医師・薬剤師調査

以上のことから、山形県内の医師不足及び地域偏在の問題は依然として深刻な問題である。

(2) 収容定員変更（臨時定員による人数増）の根拠

医師需給分科会（厚生労働省）の第4次中間取りまとめ（H31.3.29）で公表された「将来時点（2036年時点）における年間不足養成数・過剰養成数（都道府県単位）」上、山形県の不足養成数（二次医療圏）は年間「△11」【表5】かつ、地域枠設置を要件とする臨時定員換算数の必要数は「1倍」と示されている。

令和6年度の臨時定員増にあたっては、令和3～5年度に引き続き、これを基準に山形県と検討し、結果8名を増員するに至ったものである。

なお、本学では、令和6年度より学校推薦型選抜において新たに恒久定員から5名を募集人員として「地域枠」入試を実施する。臨時定員8名及び恒久定員5名にて、山形県の不足養成数「△11」を充足させ、将来の本県医師不足解消へつなげるものである。

【表5】

「将来時点（2036年時点）における年間不足養成数・過剰養成数 【山形県】

年間不足養成数・過剰養成数		
都道府県・三次医療圏		2次医療圏
上位推計	下位推計	上位推計※
—	—	△11

医師需給分科会 将来時点（2036年時点）における不足医師数等（暫定版）

(3) これまでの臨時定員等の経過と令和6年度の新規臨時定員

本学医学部医学科では、国の方針に基づき、平成20年度から医師確保のための定員増及び平成27年度から地域枠入試を実施してきた。恒久定員105人に対する、臨時定員数及び入学定員数等の推移は以下のとおりである。【表6】

【表6】

山形大学医学部医学科の臨時定員数等の推移

年度	H27	H28	H29	H30	H31・R元	R2	R3	R4	R5
臨時定員数	20人	20人	20人	15人	15人	—	8人	8人	8人
入学定員数	125人	125人	125人	120人	120人	105人	113人	113人	113人
内地域枠入試募集定員	8人	8人	8人	10人	10人	15人 (※)	8人	8人	8人

(※)・・・令和2年度は、臨時定員によらない山形県定着枠入試（15人）を実施

令和2年度は、臨時定員増の一条件である「医師修学資金の貸与」に関し、医師修学資金の返還免除要件の一部に課題があり山形県と調整つかず、臨時定員によらない山形県定着枠入試（15人）を実施（令和3年度以降は、山形県の条例改正により当該課題が解消され、臨時定員による地域枠入試を実施）

医師確保計画を進める上では、短期的な施策はもとより、医学部入学時において本県の地域医療に従事する意思を有する者を選抜し、医学教育及び卒後のキャリア形成過程を通じて地域医療に対する関心を高め、その後の県内定着に結びつけていくことが重要と考えている。本学医学部では、入学定員の増員による地域枠入試を実施し、引き続き、山形県の医師確保において中核的な役割を果たすとともに、本県の医療の向上に資することを目指していくものである。

### 3 収容定員変更に伴う教育課程等の変更内容

#### (1) 山形県の地域医療を担う医師の養成のためのプログラム

山形大学医学部は、山形県唯一の医師養成機関として、必然的に入学後の教育から全般的に山形という“地域”あるいは“地域の特性”ということ意識した教育を行っている。中でも、取り分け「地域医療」という課題をテーマにした授業としては、以下のものが挙げられる。【表7】

このように現行のカリキュラムにおいて、地域医療に関する教育をすでに実施しているため、現時点で令和6年度以降は大幅なカリキュラムの変更はないが、医学教育モデルコアカリキュラム改訂に伴う検討等、今後さらに充実させ実施する。

【表7】

学年	科目名	期間	場所	教育内容
1年	早期医学・医療体験学習	前期	医学部講義室及び消防署	山形市、天童市及び上山市の消防本部と連携の上、1年次学生を各消防署に派遣し、救急車に同乗させ患者搬送の現場を体験する。この体験学習が入学後に初めて地域医療と接する機会となる。「医の原点」である患者搬送と救急医療の現場を体験することにより、医療に対する問題意識の醸成と医師としての動機付けを図る。また、この授業の一環として、心肺蘇生法の実技指導や県救命救急センターの講師による県内救急医療に関する講義を行う。また、附属病院での防災訓練を利用したトリアージ訓練にも参加する。
4年	総合医学演習・地域医療学	前期	医学部講義室及び最上町立病院、小国町立病院、朝日町立病院	本学科の医療政策学講座の専任教員から、地域医療を取り巻く現状と課題、地域医療計画の仕組と変遷、医療機能の分化と地域連携の在り方、地域医療と介護・保健の連携（地域医療包括ケアシステムの構築）を解説する。その後、地域病院見学実習として、へき地にある3病院（最上町立最上病院、小国町立病院、朝日町立病院）を訪問し、病院長はじめ関係者との交流を踏まえて、各病院の現状と課題等を実地にて体験する。
3年 4年	社会医学・医療学	後期	医学部講義室	山形県衛生行政担当者や山形県医師会役員から、山形県の医療の特徴や抱えている課題、独自に取り組んでいる対策や今後の展望などを含めた地域医療活動の実際について、実例をもとに講義いただく等、地域医療について理解を深める。

また、本学医学部医学科における建学の精神は、「人間性豊かな、考える医師の養成」とし、平成14年度から21世紀における医学・歯学教育の改善方策に基づく新たなカリキュラム「モデル・コア・カリキュラム」を導入し、充実した臓器別、系統疾患別講義を取り入れ、最新の医学知識を効率よく学ぶことができる体制を構築した。

さらに、共用試験（CBT, OSCE）をいち早く本格導入し、4年生の10月からベッドサイドラーニング（見学型臨床実習40週）と5年生の8月からクリニカルクラークシップ（診療参加型臨床実習32週）を行い、臨床技能・態度の修得や問題解決能力のさらなる育成を図っている。

これらの充実したカリキュラムにより、医師国家試験合格率は例年高い水準を維持している。【資料1】

なお、本学の地域枠は平成27年度にスタートしており、今年度一期生は山形大学医学部附属病院卒後臨床研修センターの初期臨床研修プログラムを終え、専門医研修に移行している。今後は、地域枠生が地域に貢献する意思の継続及びモチベーションの向上を図るため、定期的にオリエンテーションを開催したり地域枠卒業生を招いた取組を継続して行うこと等を検討している。

## 4 関連する今後の医師確保対策

### （1）県医師修学資金

山形県では、県内の医療機関に勤務する医師を確保することを目的として、1）地域医療従事医師確保修学資金 2）特定診療科医師確保修学資金 3）山形大学医学部修学資金の各修学資金制度を設けている（令和2年度から、3）は1）及び2）に統合）。【資料2】

医学部としても、引き続き山形県と連携し、オープンキャンパスや医学部入学式等において広く周知し、医師の本県への定着促進及び医師の診療科偏在等に取り組むたいと考えている。

#### 1）地域医療従事医師確保修学資金

大学卒業後、山形県内の医師の確保が必要な地域に勤務する意思を有している者に対しての修学資金（貸与者数【表8】）

【表8】 [地域医療従事医師確保修学資金貸与者数]

年 度	県全体の貸与者数	うち山形大学在学者
平成 28 年度	10 人	5 人
平成 29 年度	11 人	6 人
平成 30 年度	14 人	10 人
令和元年度	18 人	12 人
令和 2 年度	16 人	9 人
令和 3 年度	22 人	10 人
令和 4 年度	25 人	14 人
令和 5 年度	22 人 (予定)	10 人 (予定)

2) 特定診療科医師確保修学資金

大学卒業後, 山形県内の医師の確保が必要な診療科(小児科・産婦人科・放射線科・麻酔科・救急医療)に従事する意思のある者に対しての修学資金(貸与者数【表9】)

【表9】 [特定診療科医師確保修学資金貸与者数]

年 度	県全体の貸与者数	うち山形大学在学者
平成 28 年度	9 人	3 人
平成 29 年度	6 人	1 人
平成 30 年度	7 人	1 人
令和元年度	7 人	1 人
令和 2 年度	6 人	2 人
令和 3 年度	0 人	0 人
令和 4 年度	1 人	0 人
令和 5 年度	5 人 (予定)	1 人 (予定)

3) 山形大学医学部修学資金

山形大学に在学し, 山形県内の公立病院等に勤務する意思を有している者に対しての修学資金(貸与者数【表10】)

【表10】 [山形大学医学部修学資金]

年 度	貸与者数
平成 27 年度	7 人
平成 28 年度	13 人
平成 29 年度	7 人
平成 30 年度	5 人
令和元年度	4 人



## (2) 山形県の寄附講座

本学では、山形大学医学部生を中心とした医学生の県内定着に向けた研究のための寄附講座が設置されている。令和5年度から山形県のキャリア形成卒前支援プランが策定されることを踏まえ、地域枠学生を含めた医学部学生を対象に、県内で地域医療に携わっている医師による講演会「キャリアパスセミナー」の開催等、地域医療従事を涵養するための取組を実施している。なお、令和4年度には、キャリア形成卒前支援プランの策定に先駆け、本学医学部生を対象としたアンケート調査を実施し医学生の県内定着を推進するための方策の検討を行った。

## (3) 卒後臨床研修の充実等

本学医学部附属病院では、6年生と5年生を対象（一部4年生を含む。）とした卒後臨床研修等の説明会を、それぞれ年4～5回程度開催している。この説明会においては、自大学の学生が1人でも多く山形県内での研修に残るよう指導を行っている。

また、他病院との連携を図るなどして、地域一体で研修医を確保していく必要があることから、独自の研修プログラムを作成している。令和5年度は、自由度の高いプログラムA、特定の診療科の研修に特化した重点コース（外科、救急・麻酔、小児科、産科婦人科）を実施している。【資料3】

さらに、ホームページによる情報提供、また、山形県とも連携し積極的な広報活動を行う等、マッチングへの対応を図っている。【資料4】

また、専門研修については、医局単位で自大学出身の初期研修医を中心に、幅広く員数の確保に努めている。平成30年度から新専門医研修制度が開始され、各診療科においてマンツーマンの指導体制で対応している。

なお、本学の地域枠は平成27年度にスタートしており、今年度一期生は山形大学医学部附属病院卒後臨床研修センターの初期臨床研修プログラムを終え、専門医研修に移行している。今後は、地域枠生が地域に貢献する意思の継続及びモチベーションの向上を図るため、定期的にオリエンテーションを開催したり地域枠卒業生を招いた取組を継続して行うこと等を検討している。

## (4) 蔵王協議会との連携

本学医学部が中心となって、平成14年に発足した蔵王協議会は、県内外の関連病院会加盟病院84機関、山形県医師会、山形県歯科医師会、山形県看護協会、山形県薬剤師会、山形県看護協会、山形県助産師会、山形県等の医療関係機関・関係団体から成る協議会であり、県内の医師定着促進、卒後臨床研修体制の整備、医師の適切な配置等、地域医療に関する重要な課題について長年に亘り取り組んでいる。

本学医学部は、臨床実習をはじめ本協議会関連病院と医学教育の面においても密接な連携を図っており、今後も本協議会と連携しながら、地域医療の諸課題に取り組むこととしている。

## 山形大学医学部医学科

学則の変更の趣旨等を記載した書類  
(資料)

[資料1]

医師国家試験合格者の推移

令和5年4月1日現在

年度	回数	受験者数	合格者			不合格者			合格率	国立大学での順位	全国大学での順位
			合格者数の計	左の内訳		不合格者数の計	左の内訳				
				新卒者	既卒者		新卒者	既卒者			
R4	117	133(56)	120(52)	111(46)	9(6)	13(4)	7(3)	6(1)	90.2	34位	64位
R3	116	144(53)	127(46)	117(44)	10(2)	17(7)	12(6)	5(1)	88.2	38位	72位
R2	115	140(62)	125(59)	120(58)	5(1)	15(3)	9(3)	6(0)	89.3	37位	65位
R1	114	141(43)	130(42)	119(40)	11(2)	11(1)	7(1)	4(0)	92.2	26位	55位
H30	113	140(40)	125(38)	117(35)	8(3)	15(2)	11(2)	4(0)	89.3	28位	51位
H29	112	139(60)	127(57)	123(55)	4(2)	12(3)	9(3)	3(0)	91.4	20位	42位
H28	111	121(50)	114(48)	108(46)	6(2)	7(2)	5(2)	2(0)	94.2	8位	15位
H27	110	136(29)	129(27)	123(26)	6(1)	7(2)	6(1)	1(1)	94.9	5位	17位
H26	109	126(27)	118(25)	114(23)	4(2)	8(2)	6(1)	2(1)	93.7	9位	24位
H25	108	104(27)	99(24)	92(21)	7(3)	5(3)	2(0)	3(3)	95.2	7位	21位
H24	107	95(38)	85(32)	79(30)	6(2)	10(6)	8(4)	2(2)	89.5	32位	54位
H23	106	106(41)	98(36)	94(32)	4(4)	8(5)	7(4)	1(1)	92.5	13位	31位
H22	105	97(45)	91(39)	85(39)	6(0)	6(6)	3(3)	3(3)	93.8	10位	17位
H21	104	106(37)	97(34)	94(34)	3(0)	9(3)	8(3)	1(0)	91.5	15位	32位
H20	103	101(43)	96(43)	95(43)	1(0)	5(0)	3(0)	2(0)	95.0	10位	21位
H19	102	102(46)	100(46)	97(44)	3(2)	2(0)	2(0)	0(0)	98.0	1位	3位
H18	101	98(36)	95(34)	93(33)	2(1)	3(2)	3(2)	0(0)	96.9	3位	6位
H17	100	108(46)	105(45)	101(43)	4(2)	3(1)	1(1)	2(0)	97.2	2位	7位
H16	99	98(36)	92(34)	89(34)	3(0)	6(2)	5(2)	1(0)	93.9	9位	17位
H15	98	95(32)	91(32)	89(32)	2(0)	4(0)	3(0)	1(0)	95.8	5位	8位
H14	97	104(36)	101(36)	96(35)	5(1)	3(0)	1(0)	2(0)	97.1	3位	6位
H13	96	108(26)	100(24)	95(23)	5(1)	8(2)	3(1)	5(1)	92.6	21位	34位
H12	95	125(39)	118(37)	95(30)	23(7)	7(2)	1(1)	6(1)	94.4	10位	18位
H11	94	110(41)	82(34)	70(28)	12(6)	28(7)	19(5)	9(2)	74.5	39位	63位
H10	93	114(33)	96(26)	84(24)	12(2)	18(0)	14(0)	4(0)	84.2	33位	49位
H9	92	121(37)	106(34)	95(31)	11(3)	15(3)	7(1)	8(2)	87.6	31位	60位

\* 受験者数には過年度生を含む。 \* ( )は女子で内数

令和5年度

山形県  
医師修学資金しおり

山形県健康福祉部 医療政策課  
地域医療支援室



## 目 次

● 制度の目的	.....	1
● 貸与の申込み	.....	6
● 貸与の決定	.....	9
● 貸与の休止・打切り	.....	12
● 返還の免除	.....	13
● 返還・猶予	.....	17
● 異動と届出	.....	19
● 山形大学医学部医学科「地域枠」について	..	20

## 制度の目的

山形県内の医師数（人口10万人対）は、全国平均を下回っており、かつ、地域ごとに偏在している状況にあります（下表参照）。

そこで、山形県では、県内の医療機関に勤務する医師を確保することを目的として、大学において医学を履修する課程に在学する方で、卒業後直ちに、県内の公立の病院等に勤務していただける方に対し、その修学に必要な資金（修学資金）を貸与します。

### 【参考】山形県内の医師数の状況

（単位：人）

	年	山 形 県							全 国
		総数	市部	郡部	村山 地域	最上 地域	置賜 地域	庄内 地域	
実 数	H16	2,431	2,105	326	1,429	121	361	520	270,371
	H18	2,452	2,177	275	1,447	118	368	519	277,927
	H20	2,499	2,206	293	1,487	119	385	508	286,699
	H22	2,589	2,281	308	1,567	116	387	519	295,049
	H24	2,598	2,297	301	1,579	113	393	513	303,268
	H26	2,606	2,317	289	1,577	109	380	540	311,205
	H28	2,597	2,296	301	1,574	105	382	536	319,480
	H30	2,614	2,312	302	1,577	104	390	543	327,210
	R2	2,608	2,303	305	1,572	105	400	531	339,623
10 万 人 比 率	H16	198.8	235.3	99.0	247.1	131.2	150.0	166.4	211.7
	H18	203.0	229.5	106.2	251.8	131.7	155.7	169.2	217.5
	H20	210.4	235.4	116.2	260.9	137.1	166.0	169.1	224.5
	H22	221.5	246.9	125.8	278.1	137.6	170.5	176.4	230.4
	H24	225.5	251.4	126.3	282.5	138.2	176.4	177.9	237.8
	H26	230.4	257.4	125.4	285.2	137.7	175.0	191.8	244.9
	H28	233.3	258.0	134.9	287.0	137.5	180.1	194.1	251.7
	H30	239.8	264.3	140.4	291.8	141.4	189.0	201.6	258.8
	R2	244.2	268.0	146.2	295.6	148.0	198.2	201.6	269.2

# 1 修学資金の種別

## (1) 地域医療従事医師確保修学資金

大学を卒業した後、県内の公立の病院等<sup>(※)</sup>（医師少数区域等の医療機関等<sup>(※)</sup>含み）に勤務しようとする医学を履修する課程に在学する者に対しての修学資金

- 修学資金の額 年額 200万円 （大学の正規の修業年限まで）

## (2) 特定診療科医師確保修学資金

大学を卒業した後、県内の公的な医療機関<sup>(※)</sup>の特定診療科＜小児科・産婦人科・放射線科・麻酔科・救急医療＞（医師少数区域等の医療機関の特定診療科<sup>(※)</sup>含み）に勤務しようとする医学を履修する課程に在学する者に対しての修学資金

- 修学資金の額 年額 200万円 （大学の正規の修業年限まで）

### → 「公立の病院等」とは . . .

- 公立病院等（山形県若しくは市町村（一部事務組合を含む。）又は地方独立行政法人が開設する県内の病院又は診療所）
- 山形大学医学部附属病院
- 県内の専門研修プログラムの研修基幹施設
- 知事が必要と認める県内の専門研修プログラムにおける研修施設
- 下記の「医師少数区域等の医療機関等」

### → 「医師少数区域等の医療機関等」とは . . .

- 医師少数区域及び医師少数スポット内に所在する医療機関であって知事が適当と認めるもの
  - 知事が適当と認める施設
- ※ 医師少数区域等以外の区域に所在する医療機関等であっても、医師少数区域等に所在する医療機関へ定期的に応援診療を実施している等の一定の要件を満たしたときは、例外的に医師少数区域等の医療機関等に該当する場合があります。

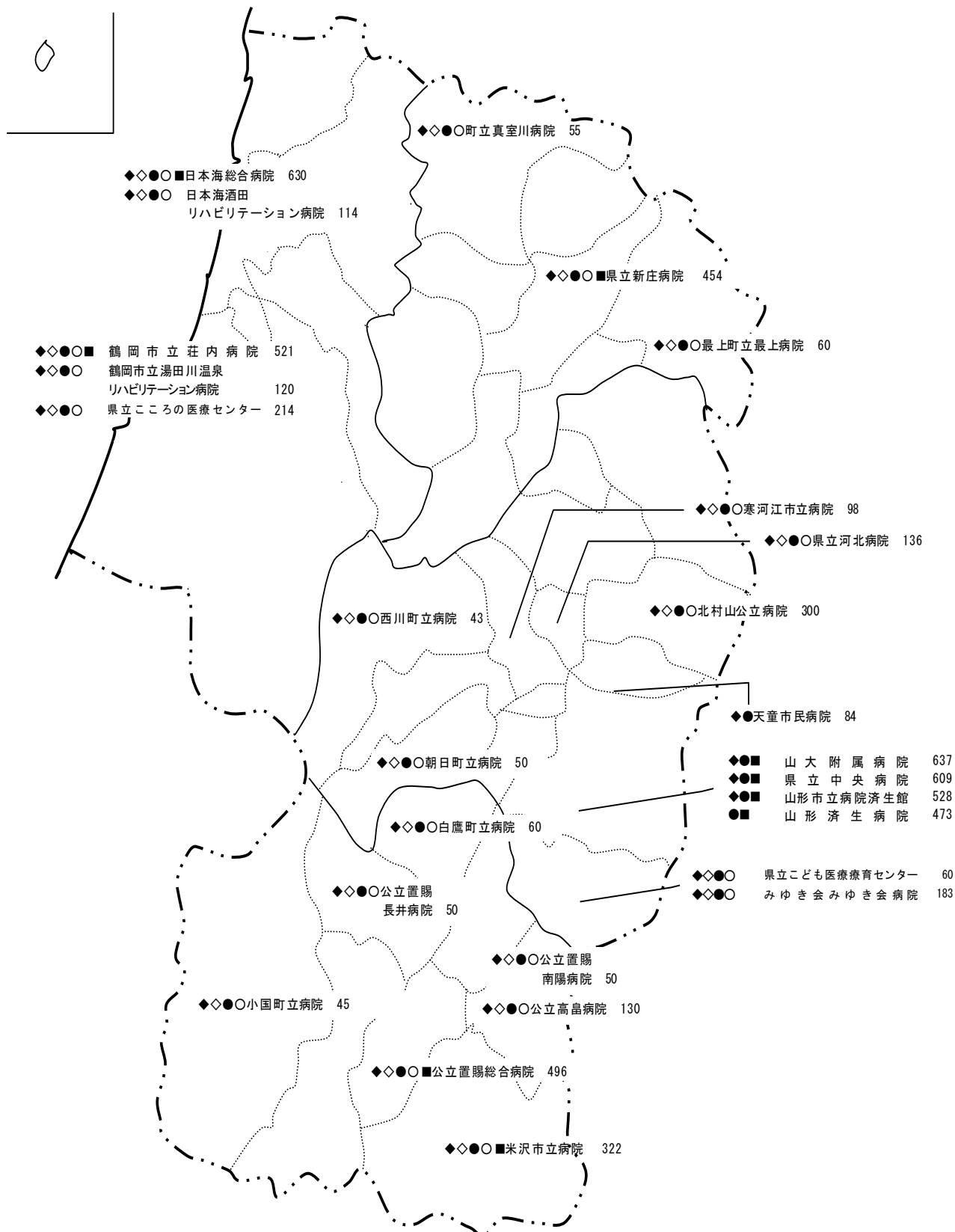
### → 「公的な医療機関」とは . . .

- 公立病院等
- 済生会山形済生病院
- 山形大学医学部附属病院

### → 「医師少数区域等の医療機関の特定診療科」とは . . .

- 医師少数区域及び医師少数スポット内に所在する医療機関（知事が適当と認めるものに限る。）の特定診療科
- ※ 医師少数区域等以外の区域に所在する医療機関の特定診療科であっても、医師少数区域等に所在する医療機関の特定診療科へ定期的に応援診療を実施している等の一定の要件を満たしたときは、例外的に医師少数区域等の医療機関の特定診療科に該当する場合があります。

【参考】勤務医療機関（診療所を除く）の一覧



(注) 貸与を受けた修学資金の種別によって、勤務できる医療機関に一定の制約があります。

- 凡例
- ◆ 公立の病院等
  - ◇ 医師少数区域等の医療機関等
  - 公的な医療機関
  - 医師少数区域等の医療機関の特定診療科
  - 臨床研修病院
  - 数字は病床数



【地域医療従事医師確保修学資金】山形県内の勤務医療機関一覧

令和5年4月現在

地域	病院 診療所	医療機関名	市町村名	病床数	県内 臨床 研修 病院	公立の 病院等	うち 医師少数区域等 の医療機関等 ※1
村山	病院	山形大学医学部附属病院	山形市	637	○	○	
		県立中央病院	山形市	609	○	○	
		山形市立病院済生館	山形市	528	○	○	
		済生会山形済生病院	山形市	473	○		
		寒河江市立病院	寒河江市	98		○	○
		県立こども医療療育センター	上山市	60		○	○
		天童市民病院	天童市	84		○	
		みゆき会みゆき会病院	上山市	183		○	○
		北村山公立病院	東根市	300		○	○
		県立河北病院	河北町	136		○	○
		西川町立病院	西川町	43		○	○
		朝日町立病院	朝日町	50		○	○
	診療所	山元診療所	上山市	—		○	○
		尾花沢市中央診療所	尾花沢市	19		○	○
		岩根沢診療所	西川町	—		○	○
		小山診療所	西川町	—		○	○
大井沢診療所		西川町	—		○	○	
朝日町立北部診療所		朝日町	—		○	○	
最上	病院	県立新庄病院	新庄市	454	○	○	○ ※2
		最上町立病院	最上町	60		○	○
		町立真室川病院	真室川町	55		○	○
	診療所	町立金山診療所	金山町	—		○	○
		真室川町立釜淵診療所	真室川町	—		○	○
		真室川町立及位診療所	真室川町	—		○	○
		大蔵村診療所	大蔵村	—		○	○
		肘折温泉療養相談所	大蔵村	—		○	○
		戸沢村中央診療所	戸沢村	—		○	○
		置賜	病院	米沢市立病院	米沢市	322	○
公立置賜長井病院	長井市			50		○	○
公立置賜南陽病院	南陽市			50		○	○
公立高島病院	高島町			130		○	○
公立置賜総合病院	川西町			496	○	○	○ ※2
小国町立病院	小国町			45		○	○
白鷹町立病院	白鷹町			60		○	○
診療所	南陽市国保小滝診療所		南陽市	—		○	○
	公立置賜総合病院川西診療所		川西町	—		○	○
	飯豊町国保診療所		飯豊町	—		○	○
中津川診療所	飯豊町	—		○	○		
庄内	病院	鶴岡市立荘内病院	鶴岡市	521	○	○	○
		鶴岡市立湯田川温泉リハビリテーション病院	鶴岡市	120		○	○
		県立こころの医療センター	鶴岡市	214		○	○
		日本海総合病院	酒田市	630	○	○	○ ※2
		日本海酒田リハビリテーション病院	酒田市	114		○	○
		鶴岡市国保大網診療所	鶴岡市	—		○	○
	診療所	鶴岡市国保上田沢診療所	鶴岡市	—		○	○
		日本海八幡クリニック	酒田市	—		○	○
		飛鳥診療所	酒田市	—		○	○
		升田診療所	酒田市	—		○	○
		青沢診療所	酒田市	—		○	○
		松山診療所	酒田市	—		○	○
		地見興屋診療所	酒田市	—		○	○

※1 医師少数区域(医療法第30条の4第6項に規定する区域)及び別に定める医師少数スポット内(以下、「医師少数区域等」という。)に所在する主な医療機関を表に示した。他に、知事が適当と認める医療機関等、医師少数区域等以外の区域に所在する医療機関に勤務している場合で医師少数区域等の医療機関等に勤務している場合(応援診療等)も該当する。  
勤務先については、「山形県地域医療対策協議会」で決定する。

※2 へき地医療拠点病院に勤務する場合、原則、周辺の医師不足病院または診療所へ定期的に応援診療を行った場合のみ、「医師少数区域等の医療機関等」の勤務に該当する。

【特定診療科医師確保修学資金】山形県内の勤務医療機関一覧

令和5年4月現在

地域	病院 診療所	医療機関名	市町村名	病床数	県内 臨床 研修 病院	公的な 医療 機関 ※1	うち 医師少数区域等 の医療機関 ※1 ※2
村山	病院	山形大学医学部附属病院	山形市	637	○	○	
		県立中央病院	山形市	609	○	○	
		山形市立病院済生館	山形市	528	○	○	
		済生会山形済生病院	山形市	473	○	○	
		寒河江市立病院	寒河江市	98		○	○
		県立こども医療療育センター	上山市	60		○	○
		天童市民病院	天童市	84		○	
		みゆき会みゆき会病院	上山市	183		○	○
		北村山公立病院	東根市	300		○	○
		県立河北病院	河北町	136		○	○
		西川町立病院	西川町	43		○	○
	朝日町立病院	朝日町	50		○	○	
	診療所	山元診療所	上山市	—		○	○
		尾花沢市中央診療所	尾花沢市	19		○	○
		岩根沢診療所	西川町	—		○	○
		小山診療所	西川町	—		○	○
大井沢診療所		西川町	—		○	○	
朝日町立北部診療所		朝日町	—		○	○	
最上	病院	県立新庄病院	新庄市	454	○	○	○
		最上町立病院	最上町	60		○	○
		町立真室川病院	真室川町	55		○	○
	診療所	町立金山診療所	金山町	19		○	○
		真室川町立釜淵診療所	真室川町	—		○	○
		真室川町立及位診療所	真室川町	—		○	○
		大蔵村診療所	大蔵村	—		○	○
		肘折温泉療養相談所	大蔵村	—		○	○
		戸沢村中央診療所	戸沢村	—		○	○
		置賜	病院	米沢市立病院	米沢市	322	○
公立置賜長井病院	長井市			50		○	○
公立置賜南陽病院	南陽市			50		○	○
公立高島病院	高島町			130		○	○
公立置賜総合病院	川西町			496	○	○	○
小国町立病院	小国町			45		○	○
白鷹町立病院	白鷹町			60		○	○
診療所	南陽市国保小滝診療所		南陽市	—		○	○
	公立置賜総合病院川西診療所		川西町	—		○	○
	飯豊町国保診療所		飯豊町	—		○	○
庄内	病院	鶴岡市立荘内病院	鶴岡市	521	○	○	○
		鶴岡市立湯田川温泉リハビリテーション病院	鶴岡市	120		○	○
		県立こころの医療センター	鶴岡市	214		○	○
		日本海総合病院	酒田市	630	○	○	○
		日本海酒田リハビリテーション病院	酒田市	114		○	○
	診療所	鶴岡市国保大網診療所	鶴岡市	—		○	○
		鶴岡市国保上田沢診療所	鶴岡市	—		○	○
		日本海八幡クリニック	酒田市	—		○	○
		飛島診療所	酒田市	—		○	○
		升田診療所	酒田市	—		○	○
		青沢診療所	酒田市	—		○	○
		松山診療所	酒田市	—		○	○
		地見興屋診療所	酒田市	—		○	○

※1 該当する医療機関において、特定診療科の診療科に勤務する場合のみ義務消化に該当する。

※2 医師少数区域等に所在する主な医療機関を表に示した。他に、知事が適当と認める医療機関、医師少数区域等以外の区域に所在する医療機関の特定診療科(小児科、産婦人科、放射線科、麻酔科及び救急医療)(以下、「特定診療科」という。)に勤務している場合で医師少数区域等の医療機関の特定診療科に勤務している場合(応援診療等)も該当する。勤務先については、「山形県地域医療対策協議会」で決定する。

# 貸与の申込み

## 2 申込み資格

以下の要件をすべて満たす必要があります。

### (1) 地域医療従事医師確保修学資金

- 大学卒業後、県内の医師少数区域等の医療機関等に勤務する意思を有していること
- 大学の医学を履修する課程に在学していること
  - ※ 当該修学資金の貸与を受けた場合であっても、医師少数区域等の医療機関の特定診療科での勤務を希望し、知事が適当と認めた場合には、特定診療科医師確保修学資金と同様の勤務により、修学資金の返還債務が免除されます。(16頁参照)

### (2) 特定診療科医師確保修学資金

- 大学卒業後、県内の公的な医療機関の特定診療科〈小児科・産婦人科・放射線科・麻酔科・救急医療〉に勤務する意思を有していること
- 大学の医学を履修する課程に在学していること
  - ※ 申込み時に、希望する特定診療科を選択していただきますが、特定診療科の中であれば変更しても構いません。  
また、当該修学資金の貸与を受けた場合であっても、公的な医療機関の特定診療科に勤務することを希望せず、知事が適当と認めた場合には、地域医療従事医師確保修学資金と同様の勤務により、修学資金の返還債務が免除されます。(16頁参照)

※自治医科大学の学生は、大学の制度により別途一定期間都道府県の指定する医療機関で勤務する必要があることから、本県の修学資金の申請はできませんので御了承ください。

### 3 申込み手続き

#### 【山形大学医学部医学科「地域枠」選抜入学者】

募集期間内に、「山形県医師修学資金貸与申請書（様式第1号）」及び「誓約書（様式第2号）」に、次の書類を添えて申し込みをしてください。

##### 《山形県医師修学資金貸与申請書 添付書類》

- 大学の医学を履修する課程に在学する者であることを証明する書類  
（在学証明書など）
- 卒業した高等学校における学業成績を証明する書類  
（在学中の全ての学年の成績が記載された成績証明書など）
- 戸籍謄本（申請の日前2月以内に市区町村が発行したもの）
- キャリア形成プログラム同意書及びキャリア形成卒前支援プラン同意書
- 修学資金調査票
- 債権者登録（変更）申出書

##### 《誓約書 添付書類》

- 保証人の印鑑証明書（保証人2名分）
- 保証人の収入を証明する書類（前年分の所得証明書、源泉徴収票の写しなど）

#### 【山形大学医学部医学科「地域枠」選抜入学者以外】

募集期間内に、「山形県医師修学資金貸与申請書（様式第1号）」に、次の書類を添えて申し込みをしてください。

##### 《山形県医師修学資金貸与申請書 添付書類》

- 大学の医学を履修する課程に在学する者であることを証明する書類  
（在学証明書など）
- 大学における学業成績を証明する書類  
（修業年数が1年に満たない者にとっては、卒業した高等学校における成績を証明する書類）
- 戸籍謄本（申請の日前2月以内に市区町村が発行したもの）
- 修学資金調査票
- 面接希望日調査票

- ※ 申請にあたっては、2名の保証人が必要となります。  
1名は、貸与を受けようとする者の親族（親権者など）  
もう1名は、成年者であって、貸与を受けようとする者と独立の生計を営み、  
修学資金を返還できる資力を有する者

《提出先》

〒990-8570

山形県山形市松波2-8-1

山形県健康福祉部医療政策課 地域医療支援室

※封筒に「山形県医師修学資金貸与申請書在中」と明記のこと

○ 直接持参の場合

募集期間内の午前8時30分から午後5時15分まで  
(土日、祝日を除く。)

○ 郵送の場合

簡易書留郵便で郵送すること

(募集期間最終日の当日消印まで有効)

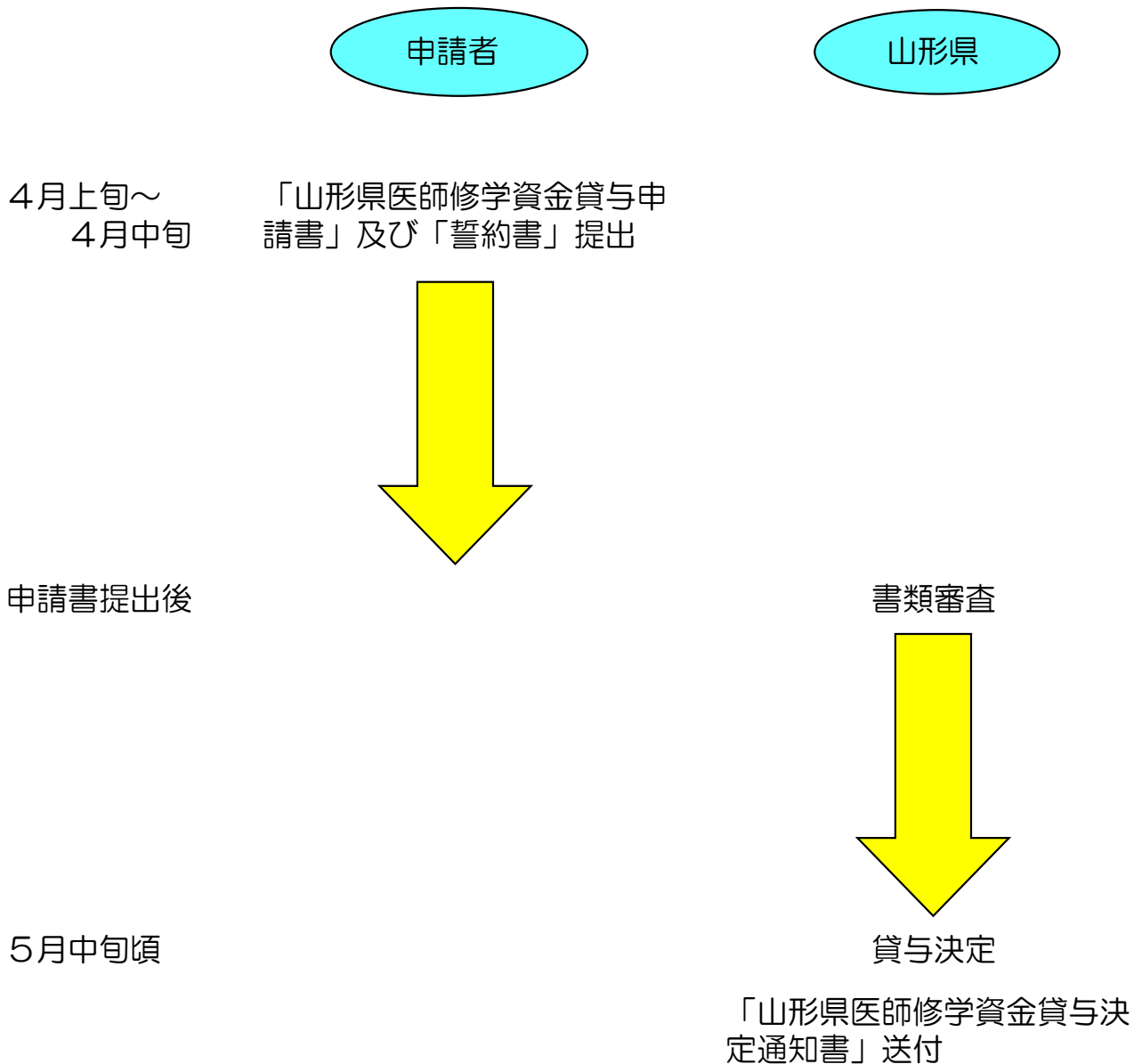
# 貸与の決定

## 1 貸与決定までの流れ

【山形大学医学部医学科「地域枠」選抜入学者】

申請者から「山形県医師修学資金貸与申請書」の提出があった後、山形県において書類審査を行います。

書類審査終了後、「山形県医師修学資金貸与決定通知書（様式第3号）」により貸与を決定します。（詳しい日程については、各年度の募集要項をご覧ください）

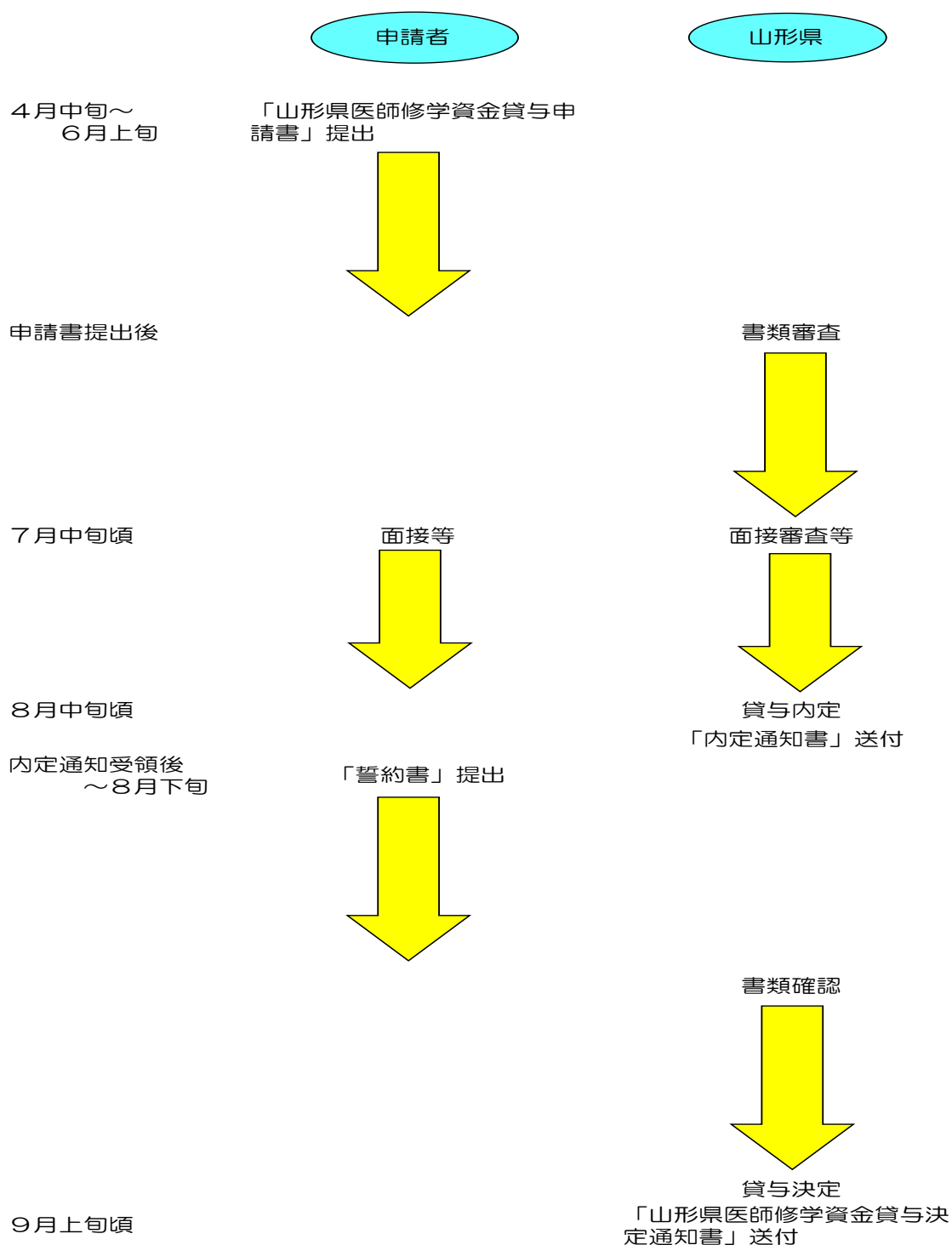


【山形大学医学部医学科「地域枠」選抜入学者以外】

申請者から「山形県医師修学資金貸与申請書」の提出があった後、山形県において書類審査を行い、その後、面接を行います。

面接の結果を受けて、修学資金を貸与することが適当であると認められた方には、内定の旨を連絡しますので、連絡を受けた場合には、速やかに「誓約書（様式第2号）」を提出してください。

山形県では、それを受けて、「山形県医師修学資金貸与決定通知書（様式第3号）」により貸与を決定します。（詳しい日程については、各年度の募集要項をご覧ください）



## 2 修学資金の貸与

「山形県医師修学資金貸与決定通知書」には、以下の内容が記載されます。

- 修学資金の種類
- 貸与期間
- 修学資金の額
- 貸与予定日

また、決定した修学資金の年額の4分の1に相当する額を、5月・8月・11月・2月にそれぞれ貸与します。

修学生は、修学資金の貸与を受けた際には、そのつど「借用証書（様式第4号）」を提出する必要があります。

(例) 地域医療従事医師確保修学資金 年額 200万円 で決定された場合

● 修学資金の種類	地域医療従事医師確保修学資金
● 修学資金の額	金 2,000,000円
● 貸与期間	4月1日から翌年3月31日まで
● 貸与方法	第1回 5月 (金 500,000円) 第2回 8月 (金 500,000円) 第3回 11月 (金 500,000円) 第4回 2月 (金 500,000円)

※ 山形県が貸与期間満了の日までに何らかの意思表示をしない場合には、同一の条件で1年間貸与期間が更新されたものとし、次年度以降も同様です。

※ 貸与1年目については、貸与決定の時期が5月以降となるため、第1回の貸与時期は以下のとおりとなり、その際、2回分をまとめて貸与する予定です。

- ・ 地域枠の方 第1回の貸与時期…8月以降(予定)
- ・ 地域枠以外の方 第1回の貸与時期…9月以降(予定)

※ 貸与期間については、4月1日から貸与されたものとして取り扱います。

※ 1学年毎に200万円を貸与しますので、既に200万円を貸与された学年が留年となった場合は、進級するまで貸与を行いませんので御留意ください。



# 貸与の休止・打切り

## 1 貸与の休止

修学生が休学し、又は停学の処分を受けた場合は、休学し、又は停学の処分を受けた日から復学した日の前日まで修学資金の貸与を行わないものとします。

この場合において、貸与を行わない期間の分として既に貸与された修学資金がある場合には、その修学資金は、当該修学生が復学した日以後の分として貸与されたものとみなされます。

## 2 貸与の打切り

修学生が以下の事項のいずれかに該当することとなった場合には、修学資金の貸与を打切ることとします。

- 退学したとき
- 心身の故障のため、修学の見込みがなくなると認められるとき
- 学業成績が著しく不良となったと認められるとき
- 修学資金の貸与を受けることを辞退したとき
- 死亡したとき
- その他修学資金の貸与の目的を達成する見込みがなくなると認められるとき

修学資金の貸与を打切られた場合には、修学資金の債務の返還が必要となります。  
(17頁参照)

# 返還の免除

## 1 返還免除

以下の事項をすべて満たすこととなった場合には、修学資金の返還の債務が全額免除されます。

### (1) 地域医療従事医師確保修学資金

- 医師免許を取得した後、直ちに県内臨床研修病院で臨床研修を行うこと（14頁参照）
- 臨床研修修了後、引き続き県内の公立の病院等に勤務すること
- 臨床研修からの引き続き在職期間が、修学資金の貸与を受けた期間の1.5倍に相当する期間（当該期間が7年に満たない場合には7年）に達すること
- 当該在職期間（臨床研修期間を除く）のうち4年以上（貸与期間の1.5倍の期間が9年に満たないときは、3年6月以上）の期間が、医師少数区域等の医療機関等に在職した期間であること
- 県の定めるキャリア形成プログラム及びキャリア形成卒前支援プランの適用に同意すること（詳しくは「山形県医師修学資金等キャリア形成プログラム」の「地域医療従事医師確保修学資金のキャリア形成プログラム」及び「山形県キャリア形成卒前支援プラン」の「山形大学医学部生キャリア形成卒前支援プラン」又は「修学資金貸与者等キャリア形成卒前支援プラン」をご覧ください）

### (2) 特定診療科医師確保修学資金

- 医師免許を取得した後、直ちに県内臨床研修病院で臨床研修を行うこと（14頁参照）
- 臨床研修修了後、引き続き県内の公的な医療機関（5頁参照）の特定診療科に勤務すること  
※特定診療科＜小児科・産婦人科・放射線科・麻酔科・救急医療＞

- 臨床研修からの引き続く在職期間が、修学資金の貸与を受けた期間の1.5倍に相当する期間（当該期間が7年に満たない場合には7年）に達すること
- 当該在職期間（臨床研修期間を除く）のうち4年以上（貸与期間の1.5倍の期間が9年に満たないときは、3年6月以上）の期間が、医師少数区域等の医療機関の特定診療科に在職した期間であること
- 県の定めるキャリア形成プログラム及びキャリア形成卒前支援プランの適用に同意すること（詳しくは「山形県医師修学資金等キャリア形成プログラム」の「特定診療科医師確保修学資金のキャリア形成プログラム」及び「山形県キャリア形成卒前支援プラン」の「山形大学医学部生キャリア形成卒前支援プラン」又は「修学資金貸与者等キャリア形成卒前支援プラン」をご覧ください）

➡ 「県内臨床研修病院で臨床研修を行うこと」

臨床研修病院は、以下の病院のうちであれば、特に指定しません。

山形大学医学部附属病院、山形県立中央病院、山形市立病院済生館、  
済生会山形済生病院、山形県立新庄病院、米沢市立病院、公立置賜総合病院、  
日本海総合病院、鶴岡市立荘内病院

- ◎ どの医師少数区域等の医療機関等（医師少数区域等の医療機関の特定診療科）に勤務するかなどの調整の流れについては、以下のとおりです。

（配置調整の流れ（予定））

- ① 「医師少数区域等の医療機関等」に医師配置ニーズ調査を実施。（6月）
- ② 上記ニーズ調査に基づき、配置予定医療機関案を策定。（7月）
- ③ 地域医療従事医師及び特定診療科医師と面談し、従事希望先を調査。（～9月）
- ④ 地域医療従事医師及び特定診療科医師の従事先医療機関(案)を調整。（～11月）
- ⑤ 「地域医療対策協議会」において従事先医療機関を決定。（～11月）
- ⑥ 個々の従事先医療機関への配置医師決定の内示。（2月）

※医師少数区域等の医療機関等（医師少数区域等の医療機関の特定診療科）従事の際の勤務先については、必ずしも本人の希望どおりとならない場合があります。

## 2 在職期間の計算

返還の免除となるためには、「医師免許を取得した後県内の公立の病院等（公的な医療機関の特定診療科）に引き続き在職」する必要がありますが、その場合の在職期間については、月単位で計算することとしています。

また、在職期間中に休職、停職又は育児休業の期間（育児短時間勤務等により所定の勤務をしなかった時間を含む。）があるときには、当該期間を在職期間から控除して計算します。

## 3 義務年限の中断

知事が適当と認めるときに限り、原則3年以内（最大6年）の期間、以下の事由で義務年限を中断することが可能です。

中断期間については、在職期間に含まないものとします。

### （1）大学院への進学

大学院の医学を履修する課程に進学することも可能です。

※公立の病院等（公的な医療機関の特定診療科）で臨床業務を行いながら大学院へ進学する場合は在職期間に含まれます。

### （2）県外又は外国の医療機関での研修

臨床研修修了後に県外又は外国の医療機関で研修(※)を受けることも可能です。

➡ 「県外又は外国の医療機関で研修」とは・・・

（例）

県内病院が基幹施設である専門研修プログラムにおける県外の連携施設での研修

### （3）専門研修や医師の専門性を高める勤務のための義務年限の猶予

専門研修や、医師の専門性を高める勤務を行うため、公立の病院等（公的な医療機関の特定診療科）以外の医療機関で勤務する場合や医師少数区域等以外の医療機関に、義務年限を超えて勤務する場合、中断承認の申請を行ったうえで、当該医療機関で勤務することも可能です。

## 4 免除要件の準用

- 特定診療科医師確保修学資金の貸与を受けた者が、公的な医療機関の特定診療科に勤務することを希望しない場合、当該修学資金の返還の債務の免除については、地域医療従事医師確保修学資金の免除の例によることとなります。
- 地域医療従事医師確保修学資金の貸与を受けた者が、医師少数区域等の医療機関の特定診療科での勤務を希望する場合、当該修学資金の返還の債務の免除については、特定診療科医師確保修学資金の免除の例によることとなります。

※いずれの場合も臨床研修を修了する前までに申請が必要です。

## 5 その他の免除

在職期間中に職務により死亡し、又は職務に起因する心身の故障のため免職された場合、修学資金の返還の債務が全額免除されます。

## 6 免除の申請

修学資金の返還の債務の免除を受けようとする場合には、免除の事由が生じた日から起算して20日以内に、「山形県医師修学資金返還債務免除申請書（様式第7号）」に、次の書類を添えて提出してください。

《山形県医師修学資金返還債務免除申請書 添付書類》

- 医師免許証(写)（医師免許を取得していない場合を除く。）
- 履歴書
- 免除事由に該当することを証明する書類  
（例）返還免除の場合 勤務医療機関の在職証明書

# 返還・猶予

## 1 返還

以下の事項のいずれかに該当することとなった場合には、貸与を受けた修学資金に利息(※)を付した額を、当該返還事由の生じた日の属する月の翌月の初日から起算して6箇月以内に返還しなければなりません。

なお、返還は、月賦による均等払いの方式により行うことが原則ですが、全部又は一部を繰り上げて返還しても構いません。

- 修学資金の貸与を打切られたとき（12頁参照）
- 大学を卒業した日から起算して2年以内に医師免許を取得できなかったとき
- 修学資金の貸与の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき

➡ 「利息」とは・・・ 修学資金の貸与を受けた日の翌日から返還事由の生じた日までの期間に応じ、貸与を受けた額につき年10パーセントの割合で計算した額

※利息額の目安

- ・ 6年間貸与を受けた者が、大学卒業時に返還する場合：約350万円
- ・ 6年間貸与を受けた者が、臨床研修修了時に返還する場合：約600万円

【山形大学医学部医学科「地域枠」選抜入学者の方へ】

- 山形大学医学部医学科「地域枠」選抜により同学部に入学・卒業した方は、留意事項がありますので、20ページの「山形大学医学部医学科「地域枠」について」を御確認くださいようお願いいたします。

## 2 返還の手続き

修学資金を返還しなければならない者は、当該返還の事由が生じた日から起算して20日以内に「山形県医師修学資金返還明細書（様式第5号）」を提出しなければなりません。

### 3 返還の猶予

修学資金を返還すべき者が、災害等の事由により修学資金を返還することが困難であると認められる場合には、当該猶予の事由が存続する間、修学資金の返還の債務の履行が猶予される場合があります。

### 4 返還の猶予の手続き

債務の履行の猶予を受けようとする者は、猶予の事由が生じた日から起算して20日以内に「山形県医師修学資金返還猶予申請書（様式第6号）」に当該猶予の事由を証明する書類を添えて提出しなければなりません。

（例）災害の場合 市町村の発行する被災証明書 など

# 異動と届出

## 1 大学在学中の届出

### (1) 定期届出

毎年4月15日（修学資金の貸与が決定された日の属する年を除く。）までに、前年度の学業成績を証明する書類を提出してください。

### (2) 異動届出

以下の事項のいずれかに該当することとなった場合には、直ちにその旨を届け出てください。

- 氏名又は住所を変更したとき
- 退学したとき
- 留年したとき
- 医学を履修しなくなったとき
- 修学に堪えない程度の心身の故障を生じたとき
- 休学・停学の処分を受けたとき又は復学したとき
- 保証人の氏名、住所若しくは職業に変更があったとき
- 保証人が死亡したとき又は破産その他保証人として適当でない事由が生じたとき

## 2 勤務期間中の届出

以下の事項のいずれかに該当することとなった場合には、直ちにその旨を届け出てください。なお、臨床研修の期間も勤務期間中に含まれます。

- 氏名又は住所を変更したとき
- 保証人の氏名、住所若しくは職業に変更があったとき
- 保証人が死亡したとき又は破産その他保証人として適当でない事由が生じたとき
- 医師免許を取得し、勤務に従事したとき
- 勤務先（特定診療科医師確保修学資金の貸与を受けた者にあつては勤務先及び診療科）を変更したとき
- 上記のほか、休職、停職となったとき、または育児休業を取得するとき等



# 山形大学医学部医学科「地域枠<sup>※1</sup>」について

## 1 留意事項

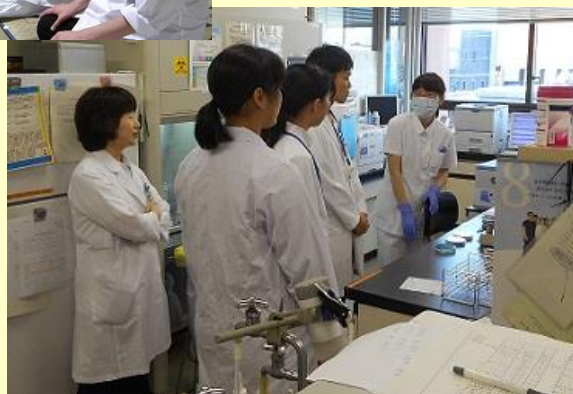
- 山形大学医学部医学科「地域枠」は、山形県医師修学資金の貸与を受け、医師免許取得後、同修学資金に基づくキャリア形成プログラムに従って、山形県内の指定する医療機関において必要な期間、義務履行することを誓約した上で入学する選抜枠となります。
- そのため、山形大学医学部医学科「地域枠」選抜により同学部に入学・卒業した方（以下、「地域枠医師等」という。）は、義務履行の中途等で山形県医師修学資金を返還し、キャリア形成プログラムを解除すること（以下「離脱」という。）は、原則想定されておりません。
- 地域枠医師等がやむを得ず離脱を希望する場合は、山形県医師修学資金の返還手続きとは別に、原則、離脱することについて山形県地域医療対策協議会<sup>※2</sup>の承認を得ることが必要となります。
- なお、山形県地域医療対策協議会の承認なく義務履行をやめた場合は、専門医資格認定に支障が生じる等のペナルティが課される可能性があります。

※1 令和3年度以降に入学した者が該当。

※2 山形県地域医療対策協議会：医療法第30条の23の規定に基づく、山形県における医師確保対策の具体的な実施に係る関係機関の協議・調整を行う場。

# 地域医療実習に参加しましょう！

山形県では、医学生の皆さんに県内の地域医療の現状への理解を深めてもらうため、夏休み期間中、県内4地域(村山・最上・置賜・庄内)において、臨床研修病院や地域の病院、診療所等での体験実習を実施しています。在学中に4地域すべての実習に参加することも可能ですので、ぜひご参加下さい。



## ○問い合わせ先

山形県健康福祉部医療政策課地域医療支援室

TEL:023-630-3159

FAX:023-630-2301

E-mail:ishikakuho@pref.yamagata.jp

## 令和5年度 山形大学医学部附属病院卒後臨床研修プログラム

## I 理念と特徴

- 1 基本的な診療能力の獲得 ; First Aid と Primary Care  
日常診療で頻りに遭遇する病気や病態に適切に対応できるよう基本的な診療能力を身に付けることができる。
- 2 たすき掛け研修  
必修科、希望科とも大学病院と協力型臨床研修病院の両方で研修できる。
- 3 医師としての高い倫理観の涵養  
医師としての身につけるべき倫理観を実践を通して学べる。
- 4 外科、救急・麻酔、小児科、産科婦人科、地域医療 重点コース  
将来の専門科を見据えて、重点科を最長 約44週（11か月）研修できる。
- 5 個別の指導体制  
各研修医を個別のセンター教員が担当し、研修／生活面などについてきめ細かくサポートする。
- 6 双方向性の評価  
指導医から研修医の評価に加え、研修医が指導医の評価も行える。

## II 研修制度の概要

- 1 山形大学医学部附属病院（以下「大学病院」という。）とその協力型臨床研修病院において、卒後2年の間に、必修分野として7分野（内科、外科、小児科、産婦人科、精神科、救急部門、地域医療）の研修（一般外来の研修含む）と到達目標の達成を義務付ける。
- 2 研修の最終責任者は、山形大学医学部附属病院長（以下「病院長」という。）とする。
- 3 山形大学医学部附属病院卒後臨床研修センター（以下「センター」という。）は、研修プログラムの作成及び調整を行う。
- 4 各研修医は、研修開始前にセンターと十分協議の上、研修プログラムを作成する。
- 5 各協力型臨床研修病院の研修科は、センターと密接に連絡を取りながら到達目標の達成に努力する。

## III 研修指導体制

- 1 指導体制：病院長の指導のもとにセンターが実務を行う。
- 2 研修指導医：適切な指導医の選任と養成に病院として努力する。
  - ① 研修指導医は診療科長が推薦する。  
7年以上の臨床経験を有し、プライマリ・ケアの指導に情熱を持つ者。
  - ② 研修指導医の任命権者は病院長とする。協力型臨床研修病院においてはその病院長に判断を委ねる。
  - ③ 研修医は指定された評価表により、研修指導医の評価を行うことができる。
  - ④ 研修指導は、センター教員会のメンバーが研修医の担当教員となり、各研修科の指導医とタイアップし、研修の進捗状況をチェックしながら必要な指導を行う。

## IV 研修プログラム

### 1 研修プログラムの種類

プログラムA、外科重点コース、救急・麻酔重点コース、小児科重点コース、産科婦人科重点コース、地域医療重点コースの6種類がある。

#### ●共通事項

- (1) 大学病院または協力病院で研修する。研修2年間のうち、1年以上は大学病院で研修を行う。
- (2) 最初の約12週(3か月)は大学病院において研修を行う。
- (3) 必修分野：研修期間は、内科 約24週(6か月)、救急部門 約12週(3か月)、外科・小児科・産婦人科・精神科・地域医療 各約4週(1か月)(ただし、地域医療重点コースについては地域医療 約12週(3ヶ月))とする。
  - ・大学病院で内科の研修を行う場合には、第一内科、第二内科、第三内科を各約8週(各2か月間)、合計で内科 約24週(6か月)とする。
  - ・大学病院で救急部門の研修を行う場合には、「救急科 約12週(3か月)」若しくは「救急科 約8週(2か月)と麻酔科 約4週(1か月)」のいずれかを選択する。
  - ・大学病院で外科の研修を行う場合には、第一外科、第二外科、脳神経外科の中から選択する。
  - ・地域医療は、病院、診療所の中から選択する。なお、研修内容として、一般外来と在宅医療の研修を含めることができる。
  - ・一般外来の研修は、ブロック研修又は並行研修により4週以上の研修を行う。
- (4) 希望科：保健・医療行政を希望する場合は、保健所、社会福祉施設、介護老人保健施設等の中から選択して約4週(1か月)研修を行い、残りの約8週(2か月)は他の希望科で研修する。
- (5) 研修を行う研修科等の順序は、研修医の希望によりセンターが調整する。
- (6) 大学病院で行う希望科研修については、スケジュールで定められた予定診療科および変更後の診療科に相談のうえ、当該診療科での研修開始1か月前までの申請により変更が可能である。

#### ① 山形大学医学部附属病院卒後臨床研修プログラムA

定員40名

必修分野以外についてはすべて自由選択科目とすることにより、早い時期から将来専門とする診療科を中心に、関連の診療科での研修を行うことができるプログラムである。

プログラム責任者：渡辺 昌文

副プログラム責任者：井上 純人、芳賀 弘明、伊藤 吏

1年目・順不同				2年目・順不同							
内科	内科	救急	希望科	地域医療	外科	小児科	産婦人科	精神科	希望科	希望科	希望科
(大学・協力病院)				(大学・協力病院)							
約12週 (3か月)	約12週 (3か月)	約12週 (3か月)	約12週 (3か月)	約4週 (1か月)	約4週 (1か月)	約4週 (1か月)	約4週 (1か月)	約4週 (1か月)	約4週 (1か月)	約12週 (3か月)	約12週 (3か月)

- ・希望科は、山形大学医学部附属病院と協力型臨床研修病院の各診療科および保健・医療行政から選択し、約12週（3か月）単位で3回及び約4週（1か月）単位で1回の4つの期間に分けて研修する。
- ・保健・医療行政を希望する場合には、希望科の研修期間のうち約4週（1か月）を充てる。
- ・プログラム開始時点で希望科が絞り込めない場合は、2年目大学病院での希望科研修を最長約28週（7か月）《約12週（3か月）×2回＋約4週（1か月）×1回》「希望科自由枠」とすることができる。「希望科自由枠」に関しては、研修医が研修1年目の11月末までに最大3診療科の研修希望科を申請し、センターで調整のうえ、12月に研修科が決定される。
- ・なお、到達目標達成度は随時確認し、到達目標に達しない可能性がある場合には、希望科の期間を到達目標達成に必要な科の研修を割りあてることがある。

② 山形大学医学部附属病院卒後臨床研修外科重点コース 定員 4名

将来外科を専門とする人のためのコースで、1年目は原則、最初の約12週間（3か月間）で外科を研修した後、必修分野を研修する。2年目については、研修修了後を見据えて、その研修期間の殆どを外科の研修に充てることのできるプログラムである。

プログラム責任者：蜂谷 修

1年目・順不同				2年目・順不同					
外科	内科	内科	救急	地域医療	小児科	産婦人科	精神科	外科	希望科
(大学・協力病院)				(大学・協力病院)					
約12週 (3か月)	約12週 (3か月)	約12週 (3か月)	約12週 (3か月)	約4週 (1か月)	約4週 (1か月)	約4週 (1か月)	約4週 (1か月)	約24週 (6か月)	約8週 (2か月)

- ・外科に特化した重点コースとして、1年目は原則、内科、救急及び外科の必修分野について研修を行う。約12週（3か月）ごとの入れ替え可能。
- ・2年目は原則、必修分野（小児科、産婦人科、精神科、地域医療）と外科 約24週（6か月）及び希望科 約8週（2か月）（全てを外科あるいは関連する科で研修を行うことが可能）の研修を行う。
- ・なお、到達目標達成度は随時確認し、到達目標に達しない可能性がある場合には、希望科の期間を到達目標達成に必要な科の研修を割りあてることがある。

③ 山形大学医学部附属病院卒後臨床研修救急・麻酔重点コース 定員 2名

将来救急又は麻酔を専門とする人のためのコースで、1年目は原則、最初の約12週間(3か月)で救急・麻酔を研修した後、必修分野を研修する。2年目については、研修修了後を見据えて、その研修期間の殆どを救急・麻酔の研修に充てることができるプログラムである。

プログラム責任者：中根 正樹

1年目・順不同				2年目・順不同						
救急麻酔	救急	内科	内科	地域医療	外科	小児科	産婦人科	精神科	救急麻酔	希望科
(大学・協力病院)				(大学・協力病院)						
約12週 (3か月)	約12週 (3か月)	約12週 (3か月)	約12週 (3か月)	約4週 (1か月)	約4週 (1か月)	約4週 (1か月)	約4週 (1か月)	約4週 (1か月)	約20週 (5か月)	約8週 (2か月)

- ・救急・麻酔に特化した重点コースとして、1年目は原則、内科、救急及び麻酔の必修分野について研修を行う。約12週(3か月)ごとの入れ替え可能。
- ・2年目は原則、必修分野(外科、小児科、産婦人科、精神科、地域医療)と救急・麻酔約20週(5か月)及び希望科約8週(2か月)(全てを救急・麻酔あるいは関連する科で研修を行うことが可能)の研修を行う。
- ・なお、到達目標達成度は随時確認し、到達目標に達しない可能性がある場合には、希望科の期間を到達目標達成に必要な科の研修を割りあてる ことがある。

④ 山形大学医学部附属病院卒後臨床研修小児科重点コース 定員 2名

将来小児科を専門とする人のためのコースで、1年目は原則、最初の約12週間(3か月)間で小児科を研修した後、必修分野を研修する。2年目については、研修修了後を見据えて、その研修期間の殆どを小児科の研修に充てることができるプログラムである。

プログラム責任者：今田 恒夫

1年目・順不同				2年目・順不同					
小児科	内科	内科	救急	地域医療	外科	産婦人科	精神科	小児科	希望科
(大学・協力病院)				(大学・協力病院)					
約12週 (3か月)	約12週 (3か月)	約12週 (3か月)	約12週 (3か月)	約4週 (1か月)	約4週 (1か月)	約4週 (1か月)	約4週 (1か月)	約24週 (6か月)	約8週 (2か月)

- ・小児科に特化した重点コースとして、1年目は原則、内科、救急及び小児科の必修分野について研修を行う。約12週(3か月)ごとの入れ替え可能。
- ・2年目は原則、必修分野(外科、産婦人科、精神科、地域医療)と小児科約24週(6か月)及び希望科約8週(2か月)(全てを小児科あるいは関連する科で研修を行うことが可能)の研修を行う。

- ・なお、到達目標達成度は随時確認し、到達目標に達しない可能性がある場合には、希望科の期間を到達目標達成に必要な科の研修を割りあてることがある。

⑤ 山形大学医学部附属病院卒後臨床研修産科婦人科重点コース 定員 2名

将来産科婦人科を専門とする人のためのコースで、1年目は原則、最初の約12週間（3か月）で産科婦人科を研修した後、必修分野を研修する。2年目については、研修修了後を見据えて、その研修期間の殆どを産科婦人科の研修に充てることができるプログラムである。

プログラム責任者：太田 剛

1年目・順不同				2年目・順不同					
産科婦人科	内科	内科	救急	地域医療	外科	小児科	精神科	産科婦人科	希望科
(大学・協力病院)				(大学・協力病院)					
約12週 (3か月)	約12週 (3か月)	約12週 (3か月)	約12週 (3か月)	約4週 (1か月)	約4週 (1か月)	約4週 (1か月)	約4週 (1か月)	約24週 (6か月)	約8週 (2か月)

- ・産科婦人科に特化した重点コースとして、1年目は原則、内科、救急及び産科婦人科の必修分野について研修を行う。約12週（3か月）ごとの入れ替え可能。
- ・2年目は原則、必修分野（外科、小児科、精神科、地域医療）と産科婦人科 約24週（6か月）及び希望科 約8週（2か月）（全てを産科婦人科あるいは関連する科で研修を行うことが可能）の研修を行う。
- ・なお、到達目標達成度は随時確認し、到達目標に達しない可能性がある場合には、希望科の期間を到達目標達成に必要な科の研修を割りあてることがある。

⑥ 山形大学医学部附属病院卒後臨床研修地域医療重点コース 定員 2名

将来地域医療に従事することを重視する人のためのコースで、1年目は原則、必修分野を研修し、2年目は研修修了後を見据えて、特に医師不足が著しい地域での地域医療研修を中心に、必修分野及び希望科を研修することができるプログラムである。

プログラム責任者：今田 恒夫

1年目・順不同						2年目・順不同				
内科	内科	救急	外科	小児科	産婦人科	精神科	地域医療	希望科	希望科	希望科
(大学・協力病院)						(大学・協力病院)				
約12週 (3か月)	約12週 (3か月)	約12週 (3か月)	約4週 (1か月)	約4週 (1か月)	約4週 (1か月)	約4週 (1か月)	約12週 (3か月)	約12週 (3か月)	約12週 (3か月)	約8週 (2か月)

- ・地域医療に特化した重点コースとして、1年目は原則、地域医療以外の必修分野の研修を、2年目は原則、地域医療 約12週（3か月）を中心に必修分野及び希望科の研修

を行う。

- ・希望科は、山形大学医学部附属病院と協力型臨床研修病院の各診療科および保健・医療行政から選択し、約12週（3か月）単位で2回及び約8週（2か月）単位で1回の3つの期間に分けて研修する。
- ・保健・医療行政を希望する場合については、希望科の研修期間のうち約4週（1か月）を充てる。
- ・プログラム開始時点で希望科が絞り込めない場合は、2年目大学病院での希望科研修を最長約32週（8か月）《約12週（3か月）×2回＋約8週（2か月）×1回》「希望科自由枠」とすることができる。「希望科自由枠」に関しては、研修医が研修1年目の11月末までに最大3診療科の研修希望科を申請し、センターで調整のうえ、12月に研修科が決定される。
- ・なお、到達目標達成度は随時確認し、到達目標に達しない可能性がある場合には、希望科の期間を到達目標達成に必要な科の研修を割りあてることがある。

## 2 プログラム責任者等

研修管理委員会委員長：山形大学医学部附属病院長 土谷 順彦

プログラム A：副センター長 渡辺 昌文（プログラム責任者）

第一内科講師 井上 純人（副プログラム責任者）

第二内科講師 芳賀 弘明（副プログラム責任者）

耳鼻咽喉科准教授 伊藤 吏（副プログラム責任者）

外科重点コース：感染制御部准教授 蜂谷 修（プログラム責任者）

救急・麻酔重点コース：救急科准教授 中根 正樹（プログラム責任者）

小児科重点コース：公衆衛生学・衛生学講座教授 今田 恒夫（プログラム責任者）

産科婦人科重点コース：産科婦人科准教授 太田 剛（プログラム責任者）

地域医療重点コース：公衆衛生学・衛生学講座教授 今田 恒夫（プログラム責任者）

## 3 協力型臨床研修病院は次のとおりとする。

(1) 国立病院機構山形病院（内科、外科、障がい者医療、在宅医療）

(2) 山形県立河北病院（内科、外科、小児科、麻酔科、緩和ケア科、整形外科、リハビリテーション科）

(3) 山形県立新庄病院（内科、外科、小児科、産婦人科、麻酔科、脳神経外科、皮膚科、放射線科、整形外科、耳鼻科、泌尿器科、一般外来）

(4) 山形県立中央病院（内科、外科、産婦人科、麻酔科、整形外科、脳神経外科、泌尿器科、頭頸部・耳鼻咽喉科、病理診断科、疼痛緩和内科）

(5) 公立置賜総合病院（内科、救急科、外科、小児科、産婦人科、精神科、麻酔科、総合診療科、泌尿器科、眼科、耳鼻咽喉科、放射線科、病理科、一般外来、在宅医療）

(6) 鶴岡市立荘内病院（内科、外科、小児科、産婦人科、麻酔科、小児外科、皮膚科、泌尿器科、放射線科、整形外科、脳神経外科、一般外来）

(7) 寒河江市立病院（内科、整形外科）



- (8) 山形市立病院済生館 (小児科、産婦人科、麻酔科、脳神経外科、耳鼻いんこう科、泌尿器科)
- (9) 米沢市立病院 (内科、救急科、外科、小児科、産婦人科、脳神経外科、放射線科、整形外科、眼科、泌尿器科)
- (10) 日本海総合病院 (内科、救急科、外科、小児科、産婦人科、精神科、麻酔科、泌尿器科、眼科、耳鼻咽喉・頭頸部外科、整形外科、放射線科)
- (11) 山形済生病院 (内科、外科、小児科、産婦人科、麻酔科、整形外科、脳神経外科)
- (12) 東北中央病院 (内科、外科、整形外科、一般外来)
- (13) 三友堂病院 (内科、外科、整形外科)
- (14) 篠田総合病院 (外科、一般外来)
- (15) みゆき会病院 (整形外科、一般外来、在宅医療)
- (16) 鶴岡協立病院 (内科、小児科、地域医療、一般外来、在宅医療)
- (17) 山形県立こころの医療センター (精神科)
- (18) 秋野病院 (精神科)
- (19) 千歳篠田病院 (精神科)
- (20) 二本松会山形さくら町病院 (精神科、一般外来)
- (21) 公立高畠病院 (地域医療、一般外来)
- (22) 白鷹町立病院 (地域医療、一般外来、在宅医療)
- (23) 小国町立病院 (地域医療、一般外来、在宅医療)
- (24) 石巻赤十字病院 (内科、一般外来)
- (25) 北村山公立病院 (内科)

4 地域医療に係る臨床研修協力施設は次のとおりとする。

(ただし、協力型臨床研修病院のうち、鶴岡協立病院、公立高畠病院、白鷹町立病院、小国町立病院、国立病院機構米沢病院にあっては、地域医療の研修も選択できるものとする)

- (1) 朝日町立病院 (地域医療、一般外来、在宅医療)
- (2) 町立金山診療所 (地域医療、一般外来、在宅医療)
- (3) 町立真室川病院 (地域医療)
- (4) 最上町立最上病院 (地域医療、一般外来、在宅医療)
- (5) 公立置賜長井病院 (地域医療、一般外来)
- (6) 公立置賜南陽病院 (地域医療、一般外来、在宅医療)
- (7) 国立病院機構米沢病院 (地域医療、一般外来)

5 保健・医療行政に係る臨床研修協力施設は次のとおりとする。

- (1) 山形県村山保健所
- (2) 介護老人保健施設サンプラザ米沢
- (3) 老人保健施設 のぞみの園
- (4) 公益財団法人 やまがた健康推進機構

- 6 協力型臨床研修病院・臨床研修協力施設への連絡  
研修開始予定日の3か月前までに、センターから当該病院へ連絡するものとする。

## V 研修医の募集

卒後臨床研修プログラムをマッチングに公開し、全国から募集する。

- 1 研修医の定員 1年当たり51名を採用する。
- 2 研修医の選抜方法 センターが面接による選考試験を実施し、マッチングにより決定する。

## VI 研修医の処遇

山形大学医学部附属病院の医員（研修医）として採用し、病院は研修環境の整備に努力する。  
協力型臨床研修病院においても研修医として採用する。

- |               |   |
|---------------|---|
| (1) 常勤・非常勤の別  | 非常勤   |
| (2) 給与等       | 1年次 約 320,000 円/月（臨床研修手当を含む）<br>2年次 約 320,000 円/月（臨床研修手当を含む）<br>賞与 無<br>時間外手当 無<br>休日手当 無<br>宿日直手当 有<br>※講習会等参加費、学会及び研究会に係る旅費等の支給有り |
| (3) 勤務時間      | 8：30～17：00 時間外勤務：無<br>※医師という職業の特殊性から柔軟性が必要と思われる。<br>詳細は各診療科の診療業務に従うものとする。   |
| (4) 休暇        | 有給休暇（1年次 10日/年、2年次 11日/年）<br>夏季休暇 有<br>年末年始 有   |
| (5) 当直        | 2～3回/月  |
| (6) 研修医の宿舎    | 研修医専用のレジデントハウス（平成24年新築）を利用できる。<br>（住居手当支給：無）  |
| (7) 研修医室      | 1室（パソコンやテレビ、個人毎のロッカーなどを備え付けている）   |
| (8) 公的医療保険    | 全国健康保険協会管掌健康保険  |
| (9) 公的年金保険    | 厚生年金  |
| (10) 労災保険     | 有   |
| (11) 雇用保険     | 有   |
| (12) 健康管理     | 健康診断 2回/年   |
| (13) 医師賠償責任保険 | 病院で加入のほか個人加入を積極的に勧める。   |
| (14) 外部の研修活動  | 学会、研究会等へ参加：可  |
| (15) その他      | 研修医はアルバイトを禁止するものとし、臨床研修に専念しなければならない。  |

## Ⅶ 研修医の妊娠・出産・育児に関する施設及び取組に関する事項

- (1) 院内保育所 有 開所時間 7時00分～7時00分(24時間)  
病児保育 有  
夜間保育 有
- (2) 保育補助 ベビーシッター・一時保育等利用時の補助 有
- (3) 体調不良時に休憩・授乳等に使用できる場所  
休憩場所 有  
授乳スペース 有
- (4) 各種ハラスメントの相談窓口 有

## Ⅷ 臨床研修の評価

- 1 センターは、研修医が到達目標を達成しているかどうかについて、各分野・診療科のローテーション終了時に、医師及び医師以外の医療職により、EPOC2(オンライン研修システム)又は研修医評価票を用いて評価する。その評価結果を踏まえて、少なくとも年2回、研修医に対して形成的評価(フィードバック)を行う。
- 2 研修修了時にセンターがEPOC2(オンライン研修システム)等を用い最終的な評価を行い、病院長に上申する。病院長は、研修管理委員会において研修医評価票を勘案して作成される「臨床研修の目標の達成度判定票」を用いて判定を行い、研修を修了したと認定された研修医に対して臨床研修修了証を与える。

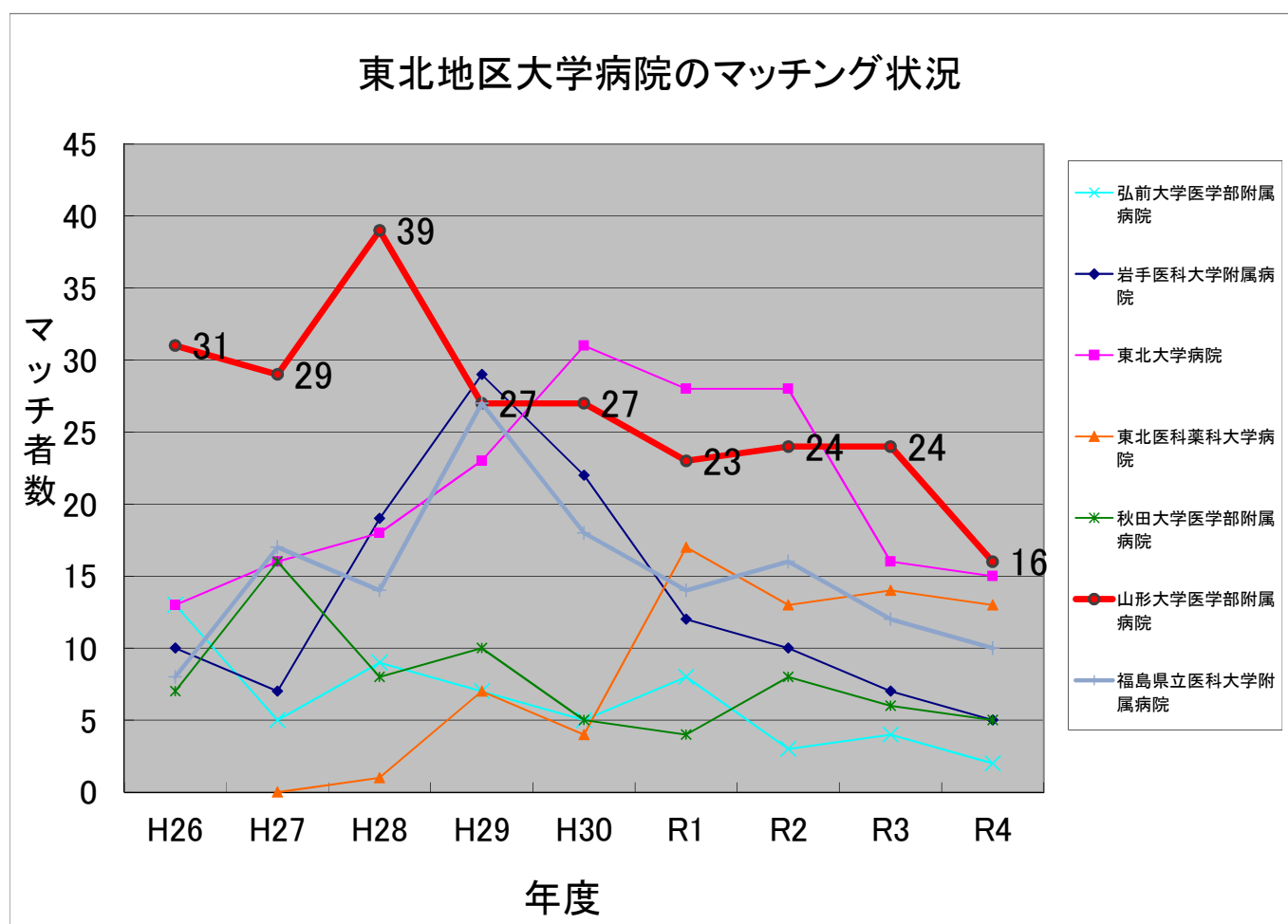
## Ⅸ 問い合わせ先

〒990-9585 山形市飯田西2-2-2  
山形大学医学部総務課卒後臨床研修担当  
TEL : 023-628-5017  
FAX : 023-628-5019  
Email : yu-sotsugo@jm.kj.yamagata-u.ac.jp



東北地区大学病院のマッチング状況

病 院 名	H26 マッチ数	H27 マッチ数	H28 マッチ数	H29 マッチ数	H30 マッチ数	R1 マッチ数	R2 マッチ数	R3 マッチ数	R4 マッチ数
弘前大学医学部附属病院	13	5	9	7	5	8	3	4	2
岩手医科大学附属病院	10	7	19	29	22	12	10	7	5
東北大学病院	13	16	18	23	31	28	28	16	15
東北医科薬科大学病院		0	1	7	4	17	13	14	13
秋田大学医学部附属病院	7	16	8	10	5	4	8	6	5
山形大学医学部附属病院	31	29	39	27	27	23	24	24	16
福島県立医科大学附属病院	8	17	14	27	18	14	16	12	10



### 令和2年度東北地区大学病院のマッチング状況

病 院 名	定員	マッチ数	空き定員	定員充足率
弘前大学医学部附属病院	45	3	42	0.07
岩手医科大学附属病院	40	10	30	0.25
東北大学病院	44	28	16	0.64
東北医科薬科大学病院	30	13	17	0.43
秋田大学医学部附属病院	16	8	8	0.50
山形大学医学部附属病院	50	24	26	0.48
福島県立医科大学附属病院	44	16	28	0.36

### 令和3年度東北地区大学病院のマッチング状況

病 院 名	定員	マッチ数	空き定員	定員充足率
弘前大学医学部附属病院	45	4	41	0.09
岩手医科大学附属病院	40	7	33	0.18
東北大学病院	38	16	22	0.42
東北医科薬科大学病院	34	14	20	0.41
秋田大学医学部附属病院	16	6	10	0.38
山形大学医学部附属病院	51	24	27	0.47
福島県立医科大学附属病院	44	12	32	0.27

### 令和4年度東北地区大学病院のマッチング状況

病 院 名	定員	マッチ数	空き定員	定員充足率
弘前大学医学部附属病院	45	2	43	0.04
岩手医科大学附属病院	36	5	31	0.14
東北大学病院	37	15	22	0.41
東北医科薬科大学病院	34	13	21	0.38
秋田大学医学部附属病院	16	5	11	0.31
山形大学医学部附属病院	52	16	36	0.31
福島県立医科大学附属病院	44	10	34	0.23

令和6年度  
医学部入学定員増員計画

形大企第1041号  
令和5年8月21日

文部科学省高等教育局長 殿

国立大学法人山形大学長  
玉手英利



「地域の医師確保等の観点からの令和6年度医学部入学定員の増加について（令和5年8月8日文部科学省高等教育局長・厚生労働省医政局長通知）」を受けて、標記に関する資料を提出します。

<連絡先>

責任者連絡先	職名・氏名	山形大学医学部学務課長・齋藤 靖
	TEL	023-628-5045
	FAX	023-628-5058
	E-mail	yu-igakacho@jm.kj.yamagata-u.ac.jp

## 1. 地域の医師確保のための入学定員増について

増員希望人数

### (1) 対象都道府県名及び増員希望人数

	都道府県名	増員希望人数
大学が所在する都道府県	山形県	8
大学所在地以外の都道府県		
計		8

※「大学所在地以外の都道府県」が5都道府県未満の場合は、残りの欄は空欄でご提出ください。

### (2) 修学資金の貸与を受けた地域枠学生の確保状況

都道府県名	R4地域枠定員 (※1)	R4貸与者数 (※2)	R5地域枠定員 (※1)	R5貸与者数 (※2)	R4とR5の貸与者 数のうち多い方の 数
山形県	8	8	8	8	8
					0
					0
					0
					0
計	8	8	8	8	8

(※1) 臨時定員分のみご記入ください。

(※2) 恒久定員の中で地域枠を実施している場合、恒久定員分の地域枠の人数も含めた修学資金の貸与実績をご記入ください。

※6都道府県未満の場合は、残りの欄は空欄でご提出ください。



### (3) 令和6年度地域の医師確保のための入学定員増について

#### 1. 大学が講ずる措置

##### 1-1. 地域枠学生の選抜

① 令和4年度に実施した地域枠学生(令和5年入学)の選抜について、下記をご記入ください。複数種類の選抜を行った場合には、それぞれご記入ください。また、参考として学生募集要項の写しをご提出ください。

名称	入試区分	選抜方式	募集人数		選抜方法(※1)	出願要件(※1)	診療科の限定の有無	(診療科の限定(推奨)がある場合) その診療科名	開始年度	備考
			うち臨時定員分							
地域枠	(iii) 一般選抜地域枠(前期・後期)	別枠(区別型)	8	8	<p>大学入学共通テスト、個別学力検査の成績及び面接(調査書の評価及び志望の動機を含みます。)の成績に基づき総合的に判定します。</p> <p>なお、面接の結果によっては、総合点にかかわらず不合格とすることがあります。</p> <p>また、総合点が同点の場合は、個別学力検査等の成績により順位を付けます。</p>	<p>次のいずれかに該当し、かつ、令和5年度大学入学共通テスト(本学で指定した教科・科目)を受験した者</p> <p>① 高等学校在学中に中等教育学校を卒業した者又は令和5年3月卒業見込みの者</p> <p>② 通常の課程による5年の学校教育を受けた者又は令和5年3月終了見込みの者</p> <p>③ 学校教育法施行規則第150条(第6号を除く。)の規定により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者又は令和5年3月31日までにこれに該当する見込みの者</p> <p>(注)</p> <p>① 令和4年度大学入学共通テスト以前の成績は利用しません。</p> <p>② 学校教育法施行規則第150条第7号(個別の入学資格審査)の規定により本学の入学資格の認定を受ける必要がある。本コースの申込みで受ける者の総数(注1)(注2)(注3)を超えていない。なお、個別の入学資格審査の詳細については、山形大学ホームページの入試案内「及び受験生の力」でお知らせいたします。</p> <p>③ 大学入学共通テストの「地理歴史及び公民」「理科」「基礎をでない科目」において、本学が1科目を課す場合の2科目受験者の成績の利用は、第1解答科目の成績を用います。第1解答科目が本学の指定した科目でない場合は、出願資格が認められません。</p> <p>④ 出願受付後に次のことが判明した場合は、出願資格が認められず、受験を認めません。</p> <p>ア 本学で指定した大学入学共通テストの教科・科目を受験していない場合</p> <p>イ 大学入学共通テストの「地理歴史及び公民」並びに「理科」の基礎をでない科目において、本学が1科目を課す場合の2科目受験者が、本学で指定した科目を第1解答科目で受験していない場合</p> <p>(医学部医学科「地域枠」出願要件)</p> <p>一般選抜(前期日程)医学部医学科「地域枠」を受験できる者は、上記に加え、次の(1)、(2)及び(3)の要件を満たす者です。</p> <p>(1) 山形県内の高等学校を令和3年4月以降に卒業した者又は令和5年3月の募集見込みの者</p> <p>(2) 入学後、令和5年度「山形県医師研修学会」の協力を受け、医師免許取得後、研修学会に基づく研修形成プログラムに従って、山形県内の指定する医療機関において必要な期間、義務履行の確約(勤務)を履行できる者</p> <p>(3) 在学中、卒業後の山形県内指定に当たったキャリア形成に際する取組に参加及び協力ができる者</p>	推奨	小児科・産婦人科・放射線科・麻酔科・救急医療	R3	「入試区分」欄について ⇒「(iii) 一般入試地域枠(前期・後期)」を選択したが、実施した入試区分は「前期日程」である。
合計			8	8						

(※1) 貴大学において作成した学生募集要項に記載の内容をご記入ください。

※空欄がある場合は、何も記入せずにそのままご提出ください。

②令和5年度に実施する地域枠学生(令和6年入学)の選抜について、下記をご記入ください。複数種類の選抜を行っている場合には、それぞれご記入ください。  
また、参考としてPRのために作成した文書(リーフレット、ホームページ、テレビ、新聞、雑誌等)の写しをご提出ください。

名称	入試区分	選抜方式	募集人数		選抜方法(※1)	出願要件(※1)	診療科の限定の有無	(診療科の限定(推奨)がある場合)その診療科名	開始年度	備考
			うち臨時定員分							
地域枠	(iii) 一般選抜地域枠(前期・後期)	別枠(区別型)	8	8	<p>大学入学共通テスト、個別学力検査の成績及び面接(調査書の評価及び志望の動機を含みます。)の成績に基づき総合的に判定します。</p> <p>なお、面接の結果によっては、総合点にかかわらず不合格とすることがあります。</p> <p>また、総合点が同点の場合は、個別学力検査等の成績により順位を付けます。</p>	<p>次のいずれかに該当し、かつ、令和6年度大学入学共通テスト(本学で指定した教科・科目)を受験した者</p> <p>①高等学校(又は中等教育学校)を卒業した者又は令和6年3月卒業見込みの者 ②高等学校(又は中等教育学校)を卒業した者又は令和6年3月卒業見込みの者 ③学校教育法施行規則第150条(第6号を除く。)の規定により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者又は令和6年3月31日までにこれに該当する見込みの者</p> <p>(注) ①令和5年度大学入学共通テスト以前の成績は利用しません。 ②学校教育法施行規則第150条第3号(留年の入学資格取得)の規定により本学の入学資格の認定を受けることができる者は、エローメント・モジュール導入試験(TEL:023-628-4141)に連絡してください。 ③推薦の入学資格審査の詳細については、山形大学ホームページの「入試案内」及び「受験生のみなさんへ」をご覧ください。 ④大学入学共通テストの「地理歴史」及び「公民」並びに「理科」の基礎を打っていない科目において、本学が1科目受験する場合の2科目受験者の成績の利用は、第1解答科目の成績を用います。第1解答科目が本学の指定した科目でない場合は、出願資格ではありません。 ⑤出願受付後に次のことが判明した場合は、出願資格が無い者として、受験を認めません。 ア 本学で指定した大学入学共通テストの教科・科目を受験していない場合 イ 本学で指定した大学入学共通テストの「地理歴史」及び「公民」並びに「理科」の基礎を打っていない科目において、本学が1科目受験する場合の2科目受験者が、本学で指定した科目を第1解答科目で受験していない場合</p> <p>&lt;医学部医学科「地域枠」出願要件&gt; 一般選抜(前期日程)医学部医学科「地域枠」を受験できる者は、上記に加え、次の(1)、(2)及び(3)の要件を満たす。また、 (1) 山形県内の高等学校を令和6年4月以降に卒業した者又は令和6年3月卒業見込みの者 (2) 入学時、令和6年度「山形県医師研修奨励金」の奨励を受け、奨励免許取得後、奨励委員会に基づき研修期間の指定を受けて、山形県内の指定する医療機関において必要な期間、義務履行の確約(勤務)を誓約できる者 (3) 入学時、キャリア形成支援プログラムへの参加を同意し、在学中において、山形県内指定に当たってキャリア形成に係る取組に参加及び協力ができる者</p> <p>医学部医学科「地域枠」の出願にあたっては、山形県のホームページにおいて「山形県医師研修奨励金」の募集要項を必ずご確認ください。 ●山形県のホームページURL 「山形県PRホームページ」≪「健康・福祉・子育て」≫≪「医療」≫≪「医師・看護師確保」≫≪「奨励金奨励事業」≫ ≪「山形県医師研修奨励金奨励事業」≫について https://www.pref.yamagata.lg.jp/09013/kofedu/ryo/ishikangoshi/ishiyagakuuhaku/ishiyagakuuhaku.html ●お問い合わせ先 山形県健康福祉部医務政策課地域医療支援室 電話:023-630-3159</p>	推奨	小児科・産婦人科・放射線科・麻酔科・救急医療	R3	「入試区分」欄について ⇒「(iii) 一般入試地域枠(前期・後期)」を選択したが、実施した入試区分は「前期日程」である。
地域枠	(i) 学校推薦型選抜	別枠(区別型)	5	0	<p>大学入学共通テスト、面接(調査書、推薦書、志望理由書の評価を含みます。)の成績に基づき総合的に判定します。</p> <p>なお、面接の結果によっては、総合点にかかわらず不合格とすることがあります。</p> <p>また、総合点が同点の場合は、面接の得点により順位を付けます。</p>	<p>高等学校又は中等教育学校を令和6年3月卒業見込みの者(【注】1)で、次の要件すべてを満たし、かつ、推薦書を持って「推薦型選抜」A段階に該当する者(【注】2)の推薦人(親)に同意した者。)</p> <p>(1) 調査書の学習成績が推薦型選抜A段階に該当する者で、人物・学力共に優秀で、特に医学科での勉強を強く希望する者 (2) 次の教科・科目を履修した者又は履修見込みの者(【注】2) ① 数学については、数学Ⅰ、数学Ⅱ、数学A及び数学B(理数科において、理数数学Ⅰ、理数数学Ⅱ及び理数数学Ⅲ) ② 理科については、物理、化学及び生物のうち2科目以上(理数科においては、理数物理、理数化学及び理数生物のうち2科目以上) (注) 1 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育機関を令和5年度中に卒業した者又は修了見込みの者を含む。 (注) 2 上記科目に相当する科目を履修している場合は、調査書の備考欄に科目の読み替えについての説明を記載すること。</p> <p>&lt;医学部医学科「地域枠」出願要件&gt; 学校推薦型選抜B医学部医学科「地域枠」を受験できるのは、上記に加え、次の(1)、(2)及び(3)の要件を満たす。また、 (1) 山形県内の高等学校を令和6年3月卒業見込みの者 (2) 入学時、令和6年度「山形県医師研修奨励金」の奨励を受け、奨励免許取得後、奨励委員会に基づき研修期間の指定を受けて、山形県内の指定する医療機関において必要な期間、義務履行の確約(勤務)を誓約できる者(【山形県と調整中】) (3) 入学時、キャリア形成支援プログラムへの参加を同意し、在学中において、山形県内指定に当たってキャリア形成に係る取組に参加及び協力ができる者</p> <p>医学部医学科「地域枠」の出願にあたっては、山形県のホームページにおいて「山形県医師研修奨励金」の募集要項を必ずご確認ください。 ●山形県のホームページURL 「山形県PRホームページ」≪「健康・福祉・子育て」≫≪「医療」≫≪「医師・看護師確保」≫≪「奨励金奨励事業」≫ ≪「山形県医師研修奨励金奨励事業」≫について https://www.pref.yamagata.lg.jp/09013/kofedu/ryo/ishikangoshi/ishiyagakuuhaku/ishiyagakuuhaku.html ●お問い合わせ先 山形県健康福祉部医務政策課地域医療支援室 電話:023-630-3159</p>	推奨	小児科・産婦人科・放射線科・麻酔科・救急医療	R6	
合計			13	8						

(※1) 貴大学において、PRのために作成した文書(リーフレット、ホームページ、テレビ、新聞、雑誌等)に記載の内容(貴大学において作成予定の学生募集要項に記載予定の内容)をご記入ください。  
※空欄がある場合は、何も記入せずにそのままご提出ください。

## 1-2. 教育内容

①地域枠学生が卒後に勤務することが見込まれる都道府県での地域医療実習など、地域医療を担う医師養成の観点からの教育内容の概要（令和6年度）について、5～6行程度で簡潔にご記入ください。

1年次には、「早期医学・医療体験学習（必修）」を開講し、県内3市と連携し患者搬送と救急医療の現場体験を行っている。3～4年次には、「社会医学・医療学（必修）」として、地域医療の課題、政策、展望等を学ぶ講義を開講している。4年次では、「総合医学演習（地域医療学）（必修）」として、地域医療の現状、地域医療計画、医療機能分化と地域連携、地域医療と介護・保健等について学ぶとともに、県内へき地にある病院（3病院）を訪問し実地体験する授業を開講している。4年次（10月）からはじまる臨床実習では、附属病院での「ベッドサイドラウング」の後、「山形県広域連携臨床実習」として県内中核病院（15病院）での「クリニカルクラークシップ」を行っており、県内各病院の医師定着につなげている。  
加えて今後は、地域枠生が地域に貢献する意思の継続及びモチベーションの向上を図るため、定期的にオリエンテーションを開催したり地域枠卒業生を招いた取組を行う等を検討している。

（参考：記入例）

1～2年次には、「○○」という科目を開講するとともに「△△」を必修化し、～～を学んでいる。3～4年次には、××実習を行い、～～を学んでいる。またキャリア支援として□□を実施している。令和4年度からは、■■を新たに開始するなど、～～を図ることとしている。

②（過去に地域枠を設定したことがある場合）これまでの取組・実績を、3～5行程度で簡潔にご記入ください。

平成27年度から地域枠による増員に取組んでおり（令和2年度は恒久定員内に山形県定着枠を設置）、山形県と連携し県内高校生を対象とした医師体験セミナー及び医進塾を実施するとともに、高校教員を対象とした説明会等を開催し地域枠の学生確保に努めてきた。令和5年度まで91名の地域枠による学生を確保しており、一期生は令和3年3月に卒業後、本学附属病院卒後臨床研修センターでの研修を終え、県内医療機関で医師として従事し地域医療に貢献している。

（参考：記入例）

平成○年度から地域枠による増員を開始し、□□、■■などの取組を行ってきた。令和4年度までに△名の地域枠学生を確保し、そのうち▲名が現在～～として地域医療に貢献している。

③上記①の教育内容（正規科目）について、講義・実習科目内容をご記入ください。また、参考としてシラバスの写しをご提出ください。

対象学年	講義・実習名	対象者 （※1）	必修／選択の別		講義／実習の別	単位数	開始年度
			地域枠学生	その他の学生			
1年次	早期医学・医療体験学習	全員	必修	必修	実習	1	H21以前
3年次	社会医学・医療学	全員	必修	必修	講義	5	H21以前
4年次	総合医学演習 （地域医療学）	全員	必修	必修	講義・実習	1	H21以前
4年次・5年次・6年次	臨床実習	全員	必修	必修	実習	61	H21以前

（※1）対象者は、当該講義・実習を受講可能な学生を「地域枠学生」「全員」のうちから選択ください。（地域枠学生の希望者のみの場合は、対象者を「地域枠学生」、必修／選択の別を「選択」とご記載ください。）

※空欄がある場合は、何も記入せずそのままご提出ください。

④大学の正規科目以外で、提供する地域医療教育プログラムがあれば、その内容をご記入ください。

対象学年	プログラム名	対象者 (※1)	都道府県との連携	期間 (例：○週間)	プログラムの概要（1～2行程度）	開始年度

(※1) 対象者は、当該講義・実習を受講可能な学生を「地域枠学生」「全員」のうちから選択ください。

※該当がない場合は、何も記入せずにご提出ください。

⑤上記③④以外に、地域医療を担う医師の養成に関する取組等があれば、簡潔にご記入ください。（令和4年度以前から継続する取組を含む）（1～2行程度）

取組の名称	取組の概要（1～2行程度）	開始年度
蔵王協議会	本学医学部が中心となって県内関連病院、県医師会、山形県等と発足した協議会であり、県内の医師定着促進、卒後臨床研修体制の整備、医師の適切な配置等、地域医療に関する重要課題に先進的に取り組んできた。	H21以前

※空欄がある場合は、何も記入せずそのままご提出ください。

## 2. 都道府県等との連携

①都道府県が設定する奨学金について、以下をご記入ください。併せて、都道府県が厚生労働省に提出する予定の地域の医師確保等に関する計画及び「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」（平成元年法律第64号）第4条に規定する都道府県計画等に位置づけることを約束する文書を添付して下さい。

なお、複数の奨学金を設定している場合は、それぞれ記入ください。

奨学金の設定 主体	貸与人数	貸与対象	貸与額（例：200,000）		返還免除要件	選抜方法		診療科の限定 の有無	（診療科の限定 （推奨）がある場 合） その診療科名	備考
			月額	総貸与額		選抜時期	大学の関与の 有無（※1）			
山形県	13	新入生	5月・8月・11月・ 2月に50万円を 貸与	年額200万円、 6年間で総額 1200万円	・医師免許を取得した後、直ちに県内臨床研修病院で臨床研修を行うこと ・臨床研修修了後、引き続き山形県内の公立の病院等に勤務した場合において、臨床研修を含む在職期間が、貸与期間の1.5倍（7年に満たないときは7年）に達すること ・当該在職期間のうち、4年以上（貸与期間の1.5倍の期間が9年に満たないときは、3年6月以上）の期間は、医師少数区域等の医療機関等に勤務すること ・県の定めるキャリア形成プログラム及びキャリア形成卒前支援プランの適用に同意すること	④その他（備考欄に記入）	×	無		山形大学医学部に設定する地域枠入学者にも適用 ※「選抜時期」は検討中
山形県		新入生	5月・8月・11月・ 2月に50万円を 貸与	年額200万円、 6年間で総額 1200万円	・医師免許を取得した後、直ちに県内臨床研修病院で臨床研修を行うこと ・臨床研修修了後、引き続き山形県内の公的な医療機関の特定診療科に勤務した場合において、臨床研修を含む在職期間が、貸与期間の1.5倍（7年に満たないときは7年）に達すること ・当該在職期間のうち、4年以上（貸与期間の1.5倍の期間が9年に満たないときは、3年6月以上）の期間は、医師少数区域等の医療機関の特定診療科に勤務すること ・県の定めるキャリア形成プログラム及びキャリア形成卒前支援プランの適用に同意すること	④その他（備考欄に記入）	×	有	小児科、産婦人科、放射線科、麻酔科、救急医療	山形大学医学部に設定する地域枠入学者にも適用 ※「選抜時期」は検討中

（※1）診療科の限定または推奨がある場合は、備考欄に詳細をご記入ください。

※該当がない場合は、何も記入せずにそのままご提出ください。

②その他、都道府県と連携した取組があれば、簡潔にご記入ください。（例：在学中の学生に対する都道府県と連携した相談・指導、卒後のキャリアパス形成等に対する支援）（1～2行程度）

取組の名称	取組の概要（1～2行程度）	開始年度
山形県研修病院ガイダンス	山形県健康福祉部主催。医学生及び研修医に向け、本学医学部附属病院及び本学の研修プログラムについて説明し、卒後のキャリアパスに関する情報提供を行っている。	H21以前
山形県広域連携臨床実習	山形県の支援のもと、4年次（10月）からはじまる臨床実習では、附属病院での「ベッドサイドラーニング」の後、「山形県広域連携臨床実習」として県内中核病院（15病院）での「クリニカルクラークシップ」を行っており、県内各病院の医師定着につなげている。	H23
山形大学医学部地域医療を担う医師等のキャリア形成推進講座	令和5年度から、山形県のキャリア形成プログラム（卒前支援プラン）が策定されることを踏まえ、地域枠学生を含め医学部学生を対象に、地域医療従事を涵養するための取組を実施した（県内で地域医療に携わっている医師による講演会「キャリアパスセミナー」の開催及び医学部生を対象としたアンケート調査を実施し医学生の県内定着を推進するための方策を検討）。	R4

※空欄がある場合は、何も記入せずそのままご提出ください。

### 3. その他

**1～2に記入したもので以外で**、その他、地域の医師確保の観点から大学の今後の取組があれば、簡潔にご記入ください。（1～3行程度）

特に、都道府県からの奨学金の貸与を受ける者、地域枠入学者を確保するために貴大学で取り組まれていることや今後の取組み予定がありましたら、ご記入ください。

山形県教育庁高校教育課と連携協力を図るとともに、山形県内高校（志願実績校）を訪問の上、地域枠入試について説明等を行う。また、山形県と協力し実施してきた「医進塾」（H27年度から）等を継続し早期から、「医師」という職業の理解促進、県内で医療に携わる決意を固めるための取組を行う。また、新型コロナウイルス感染症影響により中止となっていた対面型のイベント（オープンキャンパスや各説明会）を再開させ、地域枠や修学資金についての説明を行う。  
加えて今後は、地域枠生が地域に貢献する意思の継続及びモチベーションの向上を図るため、定期的にオリエンテーションを開催したり地域枠卒業生を招いた取組を行う等を検討している。

# (令和5年度一般選抜学生募集要項【抜粋】)

## 2 出願資格・出願要件

次のいずれかに該当し、かつ、令和5年度大学入学共通テスト（本学で指定した教科・科目）を受験した者

- (1) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者又は令和5年3月卒業見込みの者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者又は令和5年3月修了見込みの者
- (3) 学校教育法施行規則第150条（第6号を除く。）の規定により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者又は令和5年3月31日までにこれに該当する見込みの者

(注) ① 令和4年度大学入学共通テスト以前の成績は利用しません。

- ② 学校教育法施行規則第150条第7号（個別の入学資格審査）の規定により本学の入学資格の認定を受けようとする者は、エンロールメント・マネジメント部入試課（TEL(023)628-4141）に連絡してください。

なお、個別の入学資格審査の詳細については、山形大学ホームページの「入試案内」及び「受験生の方」でお知らせしております。

- ③ 大学入学共通テストの「地理歴史」及び「公民」並びに「理科の「基礎を付していない科目」」において、本学が1科目を課す場合の2科目受験者の成績の利用は、第1解答科目の成績を用います。第1解答科目が本学の指定した科目でない場合は、出願資格はありません。
- ④ 出願受付後に次のことが判明した場合は、出願資格が無い者として、受験を認めません。
  - ア 本学で指定した大学入学共通テストの教科・科目を受験していない場合
  - イ 大学入学共通テストの「地理歴史」及び「公民」並びに「理科の「基礎を付していない科目」」において、本学が1科目を課す場合の2科目受験者が、本学で指定した科目を第1解答科目で受験していない場合

### <医学部医学科「地域枠」出願要件>

一般選抜（前期日程）医学部医学科「地域枠」を受験できる者は、上記に加え、次の(1)、(2)及び(3)の要件を満たす者です。

- (1) 山形県内の高等学校を令和3年4月以降に卒業した者又は令和5年3月卒業見込みの者
- (2) 入学後、令和5年度「山形県医師修学資金」の貸与を受け、医師免許取得後、同修学資金に基づくキャリア形成プログラムに従って、山形県内の指定する医療機関において必要な期間、義務履行の確約（勤務）を誓約できる者
- (3) 在学中、卒業後の山形県内定着に向けたキャリア形成に係る取組に参加及び協力ができる者

医学部医学科「地域枠」の出願にあたっては、山形県のホームページにおいて「山形県医師修学資金」の貸与制度を必ずご確認の上、出願してください。

#### ●山形県のホームページ

「山形県HPホーム」⇒「健康・福祉・子育て」⇒「医療」⇒「医師・看護師確保」  
⇒「修学資金貸与事業」⇒「山形県医師修学資金貸与制度について」

[https://www.pref.yamagata.jp/090013/kenfuk/yo/is\\_hikangoshi/is\\_his\\_yugakushikin/is\\_his\\_yugakushikin.html](https://www.pref.yamagata.jp/090013/kenfuk/yo/is_hikangoshi/is_his_yugakushikin/is_his_yugakushikin.html)

#### ●お問合せ先：山形県健康福祉部医療政策課地域医療支援室

TEL:023-630-3159



医学科……前期日程（地域枠）

出願要件については、18ページの<医学部医学科「地域枠」出願要件>を必ず確認してください。

医学科前期日程（地域枠）を志願する方は、インターネット出願登録時に「入試枠」欄で「地域枠」を選択してください。

なお、「一般枠」と「地域枠」の併願はできません。

募集人員	8人																													
選抜日時，試験教科等	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <th colspan="2">令和5年2月25日（土）</th> <th colspan="2">令和5年2月26日（日）</th> </tr> <tr> <th>試験時間</th> <th>試験教科等</th> <th>試験時間</th> <th>試験教科等</th> </tr> <tr> <td>9：30～11：30</td> <td>理科</td> <td>10：00～11：30</td> <td>国語</td> </tr> <tr> <td>12：30～14：30</td> <td>数学</td> <td>12：30～15：30（予定）</td> <td>面接</td> </tr> <tr> <td>15：30～17：00</td> <td>外国語</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>理科は、「物理基礎・物理」，「化学基礎・化学」，「生物基礎・生物」の3科目から2科目選択とします。</p> <p>数学は、「数学Ⅰ・数学Ⅱ・数学Ⅲ・数学A・数学B（※1）」を指定科目とします。</p> <p>外国語は、「コミュニケーション英語Ⅰ・コミュニケーション英語Ⅱ・コミュニケーション英語Ⅲ・英語表現Ⅰ」を指定科目とします。</p> <p>国語は、「国語総合（※2）・現代文B」を指定科目とします。</p> <p>（※1）数学Bの出題範囲：「数列」，「ベクトル」</p> <p>（※2）国語総合の出題範囲：「近代以降の文章」</p>	令和5年2月25日（土）		令和5年2月26日（日）		試験時間	試験教科等	試験時間	試験教科等	9：30～11：30	理科	10：00～11：30	国語	12：30～14：30	数学	12：30～15：30（予定）	面接	15：30～17：00	外国語											
令和5年2月25日（土）		令和5年2月26日（日）																												
試験時間	試験教科等	試験時間	試験教科等																											
9：30～11：30	理科	10：00～11：30	国語																											
12：30～14：30	数学	12：30～15：30（予定）	面接																											
15：30～17：00	外国語																													
配点等	<p>1 配点は次のとおりです。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>試験区分</th> <th>国語 (200)</th> <th>地歴 (100)</th> <th>公民 (100)</th> <th>数学 (200)</th> <th>理科 (200)</th> <th>外国語 リーディング(100) リスニング(100)</th> <th>面接</th> <th>小計</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>共通テスト</td> <td>200</td> <td colspan="2">いずれか1教科 100</td> <td>200</td> <td>200</td> <td>200</td> <td style="text-align: center;">/</td> <td>900</td> <td rowspan="2">1,600</td> </tr> <tr> <td>個別学力検査等</td> <td>100</td> <td style="text-align: center;">/</td> <td style="text-align: center;">/</td> <td>200</td> <td>200</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>700</td> </tr> </tbody> </table> <p>注(1) 試験区分の( )書は、大学入学共通テストの素点を示します。</p> <p>(2) 試験区分の「数学」及び「理科」の素点(200)とあるのは、それぞれ2科目を課すことによるものです。</p> <p>2 大学入学共通テストの「地理歴史」及び「公民」について、2科目受験した場合は、解答順に、前半に受験した科目を「第1解答科目」、後半に受験した科目を「第2解答科目」とし、第1解答科目の成績を用います。(29ページを確認ください。「受験を要する科目」以外を前半に受験した場合は、個別学力検査等を受験することができません。)</p> <p>3 面接の評価は調査書及び志望の動機を含みます。</p>	試験区分	国語 (200)	地歴 (100)	公民 (100)	数学 (200)	理科 (200)	外国語 リーディング(100) リスニング(100)	面接	小計	合計	共通テスト	200	いずれか1教科 100		200	200	200	/	900	1,600	個別学力検査等	100	/	/	200	200	100	100	700
試験区分	国語 (200)	地歴 (100)	公民 (100)	数学 (200)	理科 (200)	外国語 リーディング(100) リスニング(100)	面接	小計	合計																					
共通テスト	200	いずれか1教科 100		200	200	200	/	900	1,600																					
個別学力検査等	100	/	/	200	200	100	100	700																						
採点・評価基準	<p>個別学力検査では、考察力，推理力，論理的思考力，記述力を基準に評価します。</p> <p>面接では、医療人としての適性を評価します。</p>																													
合否判定基準	<p>大学入学共通テスト，個別学力検査の成績及び面接（調査書の評価及び志望の動機を含みます。）の成績に基づき総合的に判定します。</p> <p>なお，面接の結果によっては，総合点にかかわらず不合格とすることがあります。</p> <p>また，総合点が同点の場合は，個別学力検査等の成績により順位を付けます。</p>																													



- (注) 1 入学志願者が前期日程の募集人員(73人)の5倍を超え、個別学力検査等を適切に実施できない場合には、大学入学共通テストの成績(本学科指定の科目及び配点)により第1段階選抜を行い、その合格者に対して第2段階選抜の個別学力検査等を行います。なお、第1段階選抜を実施する場合は、「一般枠」と「地域枠」を一括して行います。
- 2 第1段階選抜の実施の有無については、令和5年2月14日(火)までに山形大学ホームページに掲載します。
- 第1段階選抜を実施しない場合は、入学志願者全員に「受験票ダウンロード通知メール」を送信します。
- なお、第1段階選抜を実施した場合、合格者には「受験票ダウンロード通知メール」を送信し、不合格者には「第1段階選抜結果通知書」を郵送します。
- 3 志願状況は、山形大学ホームページで公表しますので、67ページを参照してください。

新型コロナウイルス感染症への対応に関するお知らせ

入学者選抜における出願書類について

【調査書について】

新型コロナウイルス感染症の感染拡大による高等学校等の臨時休業により、出席日数・特別活動の記録・指導上参考となる諸事項の記載が少ないこと等をもって、入学志願者が不利益を被ることはありません。

また、授業日数、出席停止・忌引き等の日数、オンラインを活用した特例の授業の参加日数等の記載の有無によって、入学志願者が不利益を被ることはありません。

【自己PR書・スポーツ活動に関する調査書・エントリーシート・推薦書について】

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、高等学校等における部活動等の諸活動や大会、資格・検定試験等に参加できず、実績や結果を記載できないことをもって入学志願者が不利益を被ることはありません。

自己PR書及びエントリーシート等にこれらの活動について記載する場合、入学志願者の成果獲得に向けた努力のプロセス等についても記載してください。

医学部医学科の入学定員及び募集人員について

医学部医学科では、文部科学省及び厚生労働省からの「令和6年度医学部臨時定員増に関する意向調査」において、臨時定員増の申請を検討中です。

現在の同学科の入学定員及び各選抜の募集人員については、本要項17ページに記載のとおりですが、申請の結果については、決定次第、本学ホームページでお知らせします。

マイナンバーカードを活用した取り組みについて

本学では、学生サービスの向上を図るため、デジタルキャンパス化を推進しております。その一環として、文部科学省の助成を受け、マイナンバーカードを活用した各種サービスを提供しています。

詳細は、合格通知の際にお知らせしますので、マイナンバーカードの取得について、ご協力のほど、よろしく申し上げます。

### Ⅲ 一般選抜

#### 1 出願資格・出願要件

次のいずれかに該当し、かつ、令和6年度大学入学共通テスト（本学で指定した教科・科目）を受験した者

- (1) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者又は令和6年3月卒業見込みの者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者又は令和6年3月修了見込みの者
- (3) 学校教育法施行規則第150条（第6号を除く。）の規定により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者又は令和6年3月31日までにこれに該当する見込みの者

(注) ① 令和5年度大学入学共通テスト以前の成績は利用しません。

② 学校教育法施行規則第150条第7号（個別の入学資格審査）の規定により本学の入学資格の認定を受けようとする者は、エンロールメント・マネジメント部入試課（TEL (023) 628-4141）に連絡してください。

なお、個別の入学資格審査の詳細については、山形大学ホームページの「入試案内」及び「受験生の方」でお知らせしております。

③ 大学入学共通テストの「地理歴史」及び「公民」並びに「理科の「基礎を付していない科目」」において、本学が1科目を課す場合の2科目受験者の成績の利用は、第1解答科目の成績を用います。第1解答科目が本学の指定した科目でない場合は、出願資格はありません。

④ 出願受付後に次のことが判明した場合は、出願資格が無い者として、受験を認めません。

ア 本学で指定した大学入学共通テストの教科・科目を受験していない場合

イ 大学入学共通テストの「地理歴史」及び「公民」並びに「理科の「基礎を付していない科目」」において、本学が1科目を課す場合の2科目受験者が、本学で指定した科目を第1解答科目で受験していない場合

#### 2 入学者選抜方法等

大学入学共通テスト、個別学力検査等、出身学校長から提出される調査書等を総合して行います。

したがって、入学を志願する学科等の課す大学入学共通テスト及び個別学力検査等をすべて受験しなければ失格となります。

また、入学者の選抜及び合格者の決定は、次の募集単位ごとに行います。

(1) 人文社会科学部

コース単位で行います。

ただし、総合法律コース、地域公共政策コース及び経済・マネジメントコースは、3つを1つの単位として行います。

(2) 地域教育文化学部

コース単位で行います。

(3) 理学部

学科単位で行います。

(4) 医学部

学科単位で行います。

(5) 工学部

学科単位で行います。

ただし、化学・バイオ工学科及び情報・エレクトロニクス学科は、コース単位で行います。

(6) 農学部

学科単位で行います。


# (令和6年度学校推薦型選抜学生募集要項【抜粋】)

## 医 学 部

### 1 募集人員

学 科 名	募 集 人 員
医 学 科	30人(「一般枠」25人,「地域枠」5人)
看 護 学 科	20人

### 2 出願資格・出願要件

学 科 名	出 願 資 格 ・ 出 願 要 件
医 学 科	<p>高等学校又は中等教育学校を令和6年3月卒業見込みの者((注)1)で、次の要件をすべて満たし、学校長が責任を持って推薦できる者(1校あたりの推薦人数に制限はありません。)</p> <p>(1) 調査書の学習成績概評がA段階に属する者で、人物・学力共に優秀で、特に医学科での勉学を強く希望する者</p> <p>(2) 次の教科・科目を履修した者又は履修見込みの者((注)2)</p> <p>① 数学については、数学Ⅱ, 数学Ⅲ, 数学A及び数学B(理数科にあつては、理数数学Ⅰ, 理数数学Ⅱ及び理数数学特論)</p> <p>② 理科については、物理, 化学及び生物のうち2科目以上(理数科にあつては、理数物理, 理数化学及び理数生物から2科目以上)</p> <p>(3) 令和6年度大学入学共通テスト(本学科が指定した教科・科目)を受験する者</p> <p>(4) 合格した場合は、医学科に入学することを確約できる者</p> <p>(注)1 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定若しくは指定した在外教育施設を令和5年度中に修了した者又は修了見込みの者を含みます。</p> <p>(注)2 上記科目に相当する科目を異なる科目名で履修している場合は、調査書の備考欄に科目の読み替えについての説明を記載すること。</p> <p>&lt;医学部医学科「地域枠」出願要件&gt;</p> <p>学校推薦型選抜Ⅱ医学部医学科「地域枠」を受験できるものは、上記に加え、次の(1), (2)及び(3)の要件を満たす者です。</p> <p>(1) 山形県内の高等学校を令和6年3月卒業見込みの者</p> <p>(2) 入学後、令和6年度「山形県医師修学資金」の貸与を受け、医師免許取得後、同修学資金に基づくキャリア形成プログラムに従って、山形県内の指定する医療機関において必要な期間、義務履行の確約(勤務)を誓約できる者(※山形県と調整中)</p> <p>(3) 入学後、キャリア形成卒前支援プランの適用に同意し、在学中において、山形県内定着に向けたキャリア形成に係る取組に参加及び協力ができる者</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p>医学部医学科「地域枠」の出願にあたっては、山形県のホームページにおいて「山形県医師修学資金」の貸与制度を必ずご確認の上、出願してください。</p> <p>●山形県のホームページ</p> <p>「山形県HPホーム」⇒「健康・福祉・子育て」⇒「医療」⇒「医師・看護師確保」⇒「修学資金貸与事業」⇒「山形県医師修学資金貸与制度について」</p> <p><a href="https://www.pref.yamagata.jp/090013/kenfuku/iryo/ishikangoshi/ishisyugakushikin/ishisyugakushikin.html">https://www.pref.yamagata.jp/090013/kenfuku/iryo/ishikangoshi/ishisyugakushikin/ishisyugakushikin.html</a></p> <div style="text-align: center;">  </div> <p>●お問合せ先：山形県健康福祉部医療政策課地域医療支援室 TEL：(023) 630-3159</p> </div>

学科名	出願資格・出願要件
看護学科	<p>高等学校又は中等教育学校を令和6年3月卒業見込みの者（(注)1）で、次の要件をすべて満たし、学校長が責任を持って推薦できる者（1校あたりの推薦人数に制限はありません。）</p> <p>(1) 人物・学力共に優秀で、看護学の勉学を強く希望し、将来、看護の実践・指導に携わることを決意している者</p> <p>(2) 次の教科・科目を履修した者又は履修見込みの者（(注)2）</p> <p>① 数学については、数学Ⅰ、数学Ⅱ、数学A及び数学Bのうち2科目以上（理数科にあつては、理数数学Ⅰ及び理数数学Ⅱ）</p> <p>② 理科については、物理基礎、化学基礎及び生物基礎のうち2科目以上（理数科にあつては、理数物理、理数化学及び理数生物のうち2科目以上）</p> <p>(3) 令和6年度大学入学共通テスト（本学科が指定した教科・科目）を受験する者</p> <p>(4) 合格した場合は、看護学科に入学することを確約できる者</p> <p>(注)1 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定若しくは指定した在外教育施設を令和5年度中に修了した者又は修了見込みの者を含みます。</p> <p>(注)2 上記科目に相当する科目を異なる科目名で履修している場合は、調査書の備考欄に科目の読み替えについての説明を記載すること。</p>

### 3 選抜方法等

#### 医学科（一般枠）

医学科（一般枠）を志願する方は、インターネット出願登録時に「入試枠」で「一般枠」を選択してください。なお、「一般枠」と「地域枠」の併願はできません。

選抜期日	令和5年11月15日(水)		
時間	13:00～17:00（予定）		
科目等	面接		
採点・評価基準	調査書、推薦書並びに志望理由書及び面接の結果により、総合的に評価します。 面接では、医療人としての適性を評価します。 配点は、次のとおりとします。		
	大学入学共通テスト	面接	総合点
	900点	100点	1000点
合否判定基準	大学入学共通テスト、面接（調査書、推薦書、志望理由書の評価を含みます。）の成績に基づき総合的に判定します。 なお、面接の結果によっては、総合点にかかわらず不合格とすることがあります。 また、総合点が高点の場合は、面接の得点により順位を付けます。		

◎ 医学部試験場（山形市飯田西二丁目2-2）において実施します。

詳細については、受験票ダウンロード可能メール送付時に本人宛てに通知します。

### 医学科（地域枠）

医学科（地域枠）を志願する方は、インターネット出願登録時に「入試枠」で「地域枠」を選択してください。なお、「一般枠」と「地域枠」の併願はできません。

選 抜 期 日	令和5年11月15日(水)		
時 間	13:00～17:00(予定)		
科 目 等	面 接		
採点・評価基準	調査書、推薦書並びに志望理由書及び面接の結果により、総合的に評価します。 面接では、医療人としての適性を評価します。 配点は、次のとおりとします。		
	大学入学共通テスト	面 接	総合点
	900点	100点	1000点
合否判定基準	大学入学共通テスト、面接（調査書、推薦書、志望理由書の評価を含みます。）の成績に基づき総合的に判定します。 なお、面接の結果によっては、総合点にかかわらず不合格とすることがあります。 また、総合点が高点の場合は、面接の得点により順位を付けます。		

- ◎ 医学部試験場（山形市飯田西二丁目2-2）において実施します。  
詳細については、受験票ダウンロード可能メール送付時に本人宛てに通知します。

### 看護学科

選 抜 期 日	令和6年2月3日(土)		
時 間	9:30～13:00(予定)		
科 目 等	面 接		
採点・評価基準	調査書、推薦書並びに志望理由書及び面接の結果により、総合的に評価します。 面接では、看護職者としての適性を評価します。 配点は、次のとおりとします。		
	大学入学共通テスト	面 接	総合点
	800点	200点	1000点
合否判定基準	大学入学共通テスト、面接（調査書、推薦書、志望理由書の評価を含みます。）の成績に基づき総合的に判定します。 なお、面接の結果によっては、総合点にかかわらず不合格とすることがあります。 また、総合点が高点の場合は、面接の得点により順位を付けます。		

- ◎ 医学部試験場（山形市飯田西二丁目2-2）において実施します。  
詳細については、受験票ダウンロード可能メール送信時に本人宛てに通知します。

# 早期医学・医療体験学習

## Early Medical Exposure

担当教員：中根 正樹(NAKANE Masaki)、小林 忠宏(KOBAYASHI Tadahiro)、坂口 健人(SAKAGUCHI Kento)、高田 壮潔(TAKADA Masayuki)

担当教員の所属：医学部

担当教員の実務経験の有無：有

担当教員の実務経験の内容（有の場合）：救急診療にあたる医師が、その実務経験に基づいた講義・実習を行う

開講学年：1年 開講学期：集中 単位数：1 開講形態：実習

開講対象：医学科 科目区分：医学基礎教育・必修

### 【授業の目的】

医学部入学後に初めて医療現場を体験することとなる本実習の第一の目的は、“医の原点”である救急医療の生の現場を垣間見ることによって各人の医療に対する関心を高め、それを維持できるように医学的に解釈することにある。実習日は消防署に待機し、119番救急要請に応じて救急隊員と共に速やかに救急車に搭乗し、救護の現場から病院への搬送まで救急医療現場を間近で見学する。急病や大怪我を患った傷病者とその家族の心理状況を考える機会を得ると同時に、様々な状況にも迅速かつ確かな救護を展開していく病院前救護活動について学習し理解する。

### 【授業の到達目標】

- (1) 救急車搭乗体験の場で救急患者の観察や処置等を見学することで、医学への情熱を高められる
- (2) プレホスピタルケア（病院前救護活動）を通して、救急医療システムを理解し説明できる
- (3) 患者、救急隊員、医療従事者の連携について説明できる
- (4) 救急現場でも平常心を保てる心構えを養い、今後の学習に役立てることができる

### 【授業概要（キーワード）】

救急車搭乗体験、救急隊員、プレホスピタルケア、災害医療、トリアージ

### 【学生主体型授業（アクティブラーニング）について】

B-1. 学生同士の話し合いの中で互いの意見に触れる機会がある。：1～25%

C-1. 自分の意見をまとめて発表する機会がある。：1～25%

D-1. 演習、実習、実験等を行う機会がある。：51～75%

A-2. 小レポート等により、事前学習（下調べ、調査等含む）が必要な知識の上に思考力を問う形での文章を記述する機会がある。：1～25%

B-2. 事前学習（下調べ、調査等含む）をした上で、他の学生の意見を尊重しつつグループとしての結論を出すために議論をする機会がある。：1～25%

C-2. 事前学習（下調べ、調査等含む）をした上で、プレゼンテーションを行い、互いに質疑応答や議論を行う機会がある。：1～25%

D-2. 事前学習（下調べ、調査等含む）で習得した知識等を踏まえて演習、実習、実験等を行う機会がある。：1～25%

A-3. 習得した知識を活用する中で、学生自身がテーマや目的などを主体的に定めて課題探究型学習を行い、その成果を記述する機会がある。：1～25%

D-3. 習得した知識を活用する中で、学生自身がテーマや目的などを主体的に定めて課題探究型の演習、実習、実験等を行う機会がある。：1～25%

### 【科目の位置付け】

この講義は病院前救急医療を見学することにより、医学に臨む意欲の向上を図るものである。  
心肺蘇生法（BLS）やAEDについて事前学習しておくことが望ましい。

### <山形大学医学部医学科教育到達目標（コンピテンシー）の該当項目>

2. 医学知識と問題対応能力
3. 診療技能と患者ケア
6. 医療の質と安全の管理
7. 社会における医療の実践
9. 生涯にわたって共に学ぶ姿勢

### <医学教育モデル・コア・カリキュラム（平成28年度改訂版）該当項目>

A-7-1) 地域医療への貢献

B-1-7) 地域医療・地域保健

### 【SDGsについて】

03. すべての人に健康と福祉を

### 【授業計画】

#### ・授業の方法

ガイダンス：救急搬送の現状、救急車同乗にあたっての注意点や最新の心肺蘇生法について学習するとともに、第一線の医師、救急救命士による講演を受講する。心肺蘇生実習により一市民としての衛生常識を向上し、医学を学ぶ上での基礎的知識・態度を身につける。

救急車搭乗実習：急病、事故、災害等による救急患者搬送の実態を直接体験し、早期医療の重要性を学ぶ。患者および家族の立場から、救急医療の望ましい在り方を考える。場所は山形市と近隣の消防署5ヶ所、各所につき2名のグループで実習を行う。

報告発表会：実習終了後に、口頭発表により体験を共有し意見交換を行う。

さらに、医学部の防災訓練日に合わせて災害医療や外傷救急対応についての講義、実習ならびにトリアージ訓練を行う。

#### ・日程

【期間】8月28日(月)から9月28日(木)まで

初日にガイダンスを行い、翌日から順次救急車搭乗実習、最終週に報告発表会を開催する。

#### 【場所】

ガイダンス、報告発表会：医学部大講義室ほか

救急車搭乗実習：山形市東消防署・西消防署・小荷駄町出張所、上山市消防署、天童市消防署

※防災訓練・トリアージ訓練の日程等については後日連絡する（夏季休業前に事前説明会を行う）

### 【学習の方法・準備学修に必要な学修時間の目安】

#### ・受講のあり方

講義の内容を理解しながらノートに記録し、実習時に活用する。

実習では幅広い視野で救急患者の観察、処置などを見学する。

※実習中は外出不可。昼食は必ず持参すること。

#### ・授業時間外学習（予習・復習）のアドバイス

推奨されたテキストなどにより予習しておくこと

受講後は講義内容について十分に復習し、理解を深めておくこと

### 【成績の評価】

#### ・基準

事前に定められた評価基準に基づいて評価点数化し、総合得点での評価を行う

#### ・方法

ガイダンス、救急車搭乗実習及び報告発表会への出席（事前説明会を含む）、話し合いの司会者、記録者、発表者、質問者に対する評価

救急隊からの評価

レポートの評価

【テキスト・参考書】

AHA 心肺蘇生と救急心血管治療のためのガイドライン2020  
BLS ヘルスケアプロバイダー AHAガイドライン2020準拠

【その他】

・学生へのメッセージ

効果的な見学実習を行うため、周囲には十分に配慮し、救急隊員の救護活動の邪魔にならないよう留意しながら、決して独自の判断で行動しないこと。

実習で知り得た個人情報の守秘義務を遵守すること。

身だしなみや言葉づかい、実習中の態度など、将来の医師としての自覚を持って臨むこと。  
時間に遅れない、相手に不快感を与えないなど、社会の一員としてのルールを守ること。

・オフィス・アワー

講義終了後に質問があるときはあらかじめ救急医学講座に電話（023-628-5422）ないし直接来てアポイントを取ってから、要点をまとめて質問すること。

<山形大学で教えていること>

・実際に救急車に搭乗している。

・附属病院防災訓練時のトリアージ訓練を体験している。



# 社会医学・医療学（3年次開講分）

## Environmental Health and Preventive Medicine

担当教員：今田恒夫(KONTA Tsuneo)惣宇利正善(SOURI Masayoshi)邵力(SYOU Ri)鈴木奈都子(SUZUKI Natsuko)

担当教員の所属：医学部医学科

担当教員の実務経験の有無：有

担当教員の实務経験の内容（有の場合）：自治体等の健康づくり推進のための施策作りに、委員として参画し、アドバイスをを行っている。

開講学年：3年 開講学期：通年 単位数：5 開講形態：講義

### 【授業の目的】

衛生学：人を取り巻くさまざまな環境を理解し、疾病の成因とその予防を考え、更に健康についての理解を深める。今日、環境問題は人類にとって最重要課題の一つであるが、身近な生活環境と健康について関心を持ってもらいたい。

### 【授業の到達目標】

1. さまざまな環境が健康に及ぼす影響を知り、環境異常によって引き起こされる疾病の成因とその予防法について説明ができる。
2. 人間の行動を科学的に解析し、地域・国際社会への貢献のための衛生学に関する精度について説明ができる。

### 【授業概要（キーワード）】

環境衛生学、予防医学、中毒学、産業医学

### 【科目の位置付け】

必修

<山形大学医学部医学科教育到達目標（コンピテンシー）>

2. 医学知識と問題対応能力
5. チーム医療の実践
6. 医療の質と安全の管理
7. 社会における医療の実践
8. 科学的探究
9. 生涯にわたって共に学ぶ姿勢

<医学教育モデル・コア・カリキュラム（平成28年度改訂版）>

- A-7-1) 地域医療への貢献
- A-7-2) 国際医療への貢献
- B-1-4) 疫学と予防医学
- B-1-5) 生活習慣とリスク
- B-1-6) 社会・環境と健康
- B-1-7) 地域医療・地域保健
- B-1-8) 保健・医療・福祉・介護の制度
- B-1-9) 国際保健
- B-4-1) 医師に求められる社会性

### 【SDGsについて】

03. すべての人に健康と福祉を

### 【授業計画】

#### ・授業の方法

板書、プリント及びスライドを用いた授業を行う。後期には、医学統計学の演習を予定している。また、生活環境と健康に関する様々な分野について各分野の専門の先生に非常勤講師として講義をお願いしてある。

#### ・日程

前期 4月から7月まで。講義終了後、前期試験を行う。

後期 10月から12月まで。講義終了後、後期試験を行う。翌年1月から医学統計学の演習を行う。

### 【前期】

- 1) 総論／今田
- 2) 公衆衛生学総論Ⅱ／今田
- 3) 公衆衛生学総論Ⅲ／今田
- 4) 公衆衛生学総論Ⅳ／今田
- 5) 放射線の生体影響／一般財団法人理化学分析センター・笠原義正先生
- 6) 農薬・有毒ガス／一般財団法人理化学分析センター・笠原義正先生
- 7) 有機溶剤その他の化学物質／一般財団法人理化学分析センター・笠原義正先生
- 8) 食品と健康／山形大学教育文化学部助教・矢口友理先生
- 9) 公害問題／鈴木
- 10) 大気環境／鈴木
- 11) 水環境／鈴木
- 12) 化学物質汚染・廃棄物処理／鈴木
- 13) 精神保健／福島県立医科大学公衆衛生学講座講師・大類正嗣先生
- 14) ゲノミクスと医学／邵
- 15) 医学・生物情報学／邵
- 16) 前期試験

### 【後期】

- 17) 感染症総論／惣宇利
- 18) 感染症各論Ⅰ／惣宇利
- 19) 食品衛生／鈴木
- 20) 衛生動物／鈴木
- 21) 薬害／医療政策学講座教授・村上正泰先生
- 22) 産業保健／今田
- 23) 地球環境と健康／兵庫医科大学医学部環境予防医学教授・若林一郎先生
- 24) 個別化医療／神奈川県立がんセンター臨床研究所情報学部部長・成松宏人先生
- 25) 感染症各論Ⅱ／邵
- 26) 母子保健／福島県立医科大学総合科学教育センター教授・後藤あや先生
- 27) 腸内細菌とヒトの健康・疾患／邵
- 28) 後期試験
- 29) 医学統計学Ⅰ
- 30) 医学統計学Ⅱ
- 31) 医学統計学Ⅲ
- 32) 医学統計学Ⅳ
- 33) 医学統計学Ⅴ

・日程

なお上記予定は都合により変更になる事がありうる。

【学習の方法・準備学修に必要な学修時間の目安】

・受講のあり方

講義・実習を問わず積極性が重んじられる。講義テーマについて予習しておくことが望ましい。

・授業時間外学習（予習・復習）のアドバイス

日頃から生活環境と健康に関する話題に関心をもつこと。

講義内容を適当な教科書を用いて復習すること。

【成績の評価】

・基準

試験、演習レポート、出席状況による。試験については前期試験と後期試験の結果を合わせて評価する。後期試験後に再試験を実施する。

・方法

上述通り、試験、レポート、出席状況を総合的に評価する。試験については60点以上を合格とする。

【テキスト・参考書】

2022・2023年版 図説国民衛生の動向（厚生統計協会）

標準公衆衛生・社会医学（医学書院）

【その他】

・学生へのメッセージ

生活環境、食品、感染症、薬害、労働衛生など幅広い知識を身につけましょう。

・オフィス・アワー

<山形大学で教えていること>

山形県コホート研究のデータを使用し、最新の山形県の状態に基づいた教育をしています。

# 総合医学演習 (地域医療学)

## Community Medicine

担当教員：村上正泰 (MURAKAMI Masayasu)、池田登顕 (IKEDA Takaaki)

担当教員の所属：医学部医学科

担当教員の実務経験の有無：有

担当教員の実務経験の内容(有の場合)：・財務省や厚生労働省で医療政策の企画立案に携わった経験を持ち、現在も山形県地域医療構想アドバイザーなどを務め、医療提供体制改革に関わっている教員が、その経験を活かし、地域医療を巡る最新の政策動向と現場の実態を講義する。(村上)

・理学療法士である社会疫学者の教員が、その臨床経験を活かして、地域医療・介護の課題やその課題解決に向けた事例の紹介などを通じた講義を行う。(池田)

開講学年：4年 開講学期：前期 単位数：1 開講形態：講義・実習

開講対象：医学科 科目区分：専門教育・必修

### 【授業の目的】

地域医療の現状や地域医療を取り巻く制度的な枠組み(医療計画・地域医療構想等)について学んだ上で、超高齢社会の到来に伴って重要性が高まっている「地域包括ケアシステム」を中心に、地域における多職種連携や在宅医療等の推進など、地域医療の現状と今後の課題についての理解を深め、地域医療に貢献するための基礎的知識を身につけることを目的とする。

### 【授業の到達目標】

(1) かかりつけ医の役割やプライマリ・ケアの必要性を踏まえ、地域社会における地域包括ケアシステム、救急医療、在宅医療、離島・へき地医療、健康増進活動等を理解し、その活動に参加することができる。

(2) 地域の保健・医療・介護・福祉の制度とシステムを理解し、医療計画(医療圏、基準病床数、地域医療支援病院、病診連携、病病連携、病院・診療所・薬局の連携等)及び地域医療構想を説明でき、自身の活動現場においてその知識を活用できる。

(3) 在宅療養と入院または施設入所との関係について総合的な考察ができる。

### 【授業概要(キーワード)】

地域医療、地域包括ケアシステム、医療計画、地域医療構想、かかりつけ医、プライマリ・ケア、在宅医療、離島・へき地医療、保健・医療・福祉・介護連携、多職種連携

### 【学生主体型授業(アクティブラーニング)について】

D-2. 事前学習(下調べ、調査等含む)で習得した知識等を踏まえて演習、実習、実験等を行う機会がある。：1~25%

A-3. 習得した知識を活用する中で、学生自身がテーマや目的などを主体的に定めて課題探究型学習を行い、その成果を記述する機会がある。：1~25%

### 【科目の位置付け】

<山形大学医学部医学科教育到達目標(コンピテンシー)の該当項目>

1. プロフェッショナリズム

2. 医学知識と問題対応能力

(2) 社会医学

5. チーム医療の実践

7. 社会における医療の実践

(1) 予防医学と健康増進

(2) 地域医療

(5) 医療・介護・福祉制度

(6) 保険診療・医療経済

8. 科学的探究

9. 生涯にわたって共に学ぶ姿勢

<医学教育モデル・コア・カリキュラム(平成28年度改訂版)の該当項目>

A. 医師として求められる基本的な資質・能力

A-7-1) 地域医療への貢献

B. 社会と医学・医療

B-1-7) 地域医療・地域保健

B-1-8) 保険・医療・福祉・介護の制度

B-4-1) 医師に求められる社会性

### 【SDGsについて】

03. すべての人に健康と福祉を

### 【授業計画】

・授業の方法

講義および3つのグループに分かれて実施する地域病院見学実習(病院スタッフから説明を受けながらの病院内見学と病院長講話)

・日程

6月19日(月)

3・4校時：講義

6月23日(金)

1・2校時：講義(猿田克年客員教授)

3・4校時、5・6校時、7・8校時：地域病院見学実習

(最上町立最上病院、小国町立病院、朝日町立病院)

※新型コロナウイルス感染症対策のため、地域病院見学実習が実施できない場合には、各病院からオンライン形式による施設紹介と講話を行う。

### 【学習の方法・準備学習に必要な学修時間の目安】

・受講のあり方

講義において地域医療に関する基礎的知識を習得した後、地域病院見学実習に参加し、講義内容と見学した病院の現状を踏まえたレポートを提出する。

・授業時間外学習(予習・復習)のアドバイス

講義や地域病院見学実習で学んだ内容を自分の頭の中で正確かつ体系的に整理すること。授業中に理解できなかった点や詳しく知りたいと思った点は図書館、インターネットなどを利用して各自で調べ、課題のレポートを作成すること。

地域病院見学実習に参加するに当たっては、病院から事前配布される資料や病院のホームページに予め目を通し、概要を把握しておくこと。その上で、見学の中で特に聞いてみたい内容や質問事項を事前に考えておくこと。

### 【成績の評価】

・基準

講義への出席および地域病院見学実習への参加ならびにレポートの提出が必須である。レポートにおいては、地域病院見学実習を踏まえ、「地域包括ケアシステム」をはじめとする地域医療のあり方について、どれだけ現状と課題を理解し、自分なりの考察を深めることができているかという観点から、評価する。

・方法

地域病院見学実習を踏まえて作成するレポートおよび出席により総合的に評価する。

【テキスト・参考書】

テキストは特に指定しないが、下記の書籍などが参考になるであろう。

地域医療学入門（日本医学教育学会地域医療教育委員会・全国地域医療教育協議会合同編集委員会、診断と治療社）

地域医療テキスト（自治医科大学監修、医学書院）

日本の医療政策と地域医療システム（尾形裕也、日本医療企画）

日本の医療と介護－歴史と構造、そして改革の方向性（池上直己、日本経済新聞出版社）

ビッグデータと事例で考える日本の医療・介護の未来（松田晋哉、勁草書房）

【その他】

・学生へのメッセージ

1) 地域病院見学実習は、地域医療の現場の実情を自分の目で見ることができ、生の声を自分の耳で直接聞くことのできる機会であり、地域医療の現状と課題について一人ひとりの頭でよく考えること。地域病院見学実習の際には、受身の見学ではなく、質疑応答に活発に参加すること。

2) 地域病院見学実習に参加するに当たっては、引率者の指示に従い、病院内での服装や言動等にも十分気をつけること。具体的な注意事項は講義の際に伝達する。

・オフィス・アワー

<オフィスアワー>

随時

<山形大学で教えていること>

地域医療を巡る諸課題について、行政や地域社会との関係も含めて、社会システムの視点から捉えることも教える。

# 臨床実習

## Clinical Practice

担当教員：臨床各科、中央診療部及び関連基礎講座教官

担当教員の所属：医学部医学科

担当教員の実務経験の有無：有

担当教員の実務経験の内容（有の場合）：医師として実務経験のある教員がその経験を活かし、各診療科における代表的な疾患等について講義・実習を行う。

開講学年：4年、5年、6年 開講学期：通年 単位数：61 開講形態：実習

開講対象：医学科 科目区分：専門教育・必修

### 【授業の目的】

これまでの講義で学び蓄えた知識を実際の臨床現場で確認し、多くの疾患の診断法、検査や治療法についての理解を深める。多くの患者さんと接することによって、患者さんに対するマナーや患者さんを思いやることのできる医師になるための心構えについて学ぶ。

### 【授業の到達目標】

診療チームに参加し、その一員として診療業務を分担しながら将来どの診療科の医師になるにしても必要となる、医学知識、臨床推論法、技能、態度などの能力を実践的に身につける。

### 【授業概要（キーワード）】

臨床実習 Bed Side Learning(BSL)、Clinical Clerkship(CCS)、Student Doctor、医行為、ポートフォリオ

### 【科目の位置付け】

基本的診療能力、鑑別診断能力の獲得、BSLからCCSへは「見学型」から「臨床解決型」へステップアップする。

<山形大学医学部医学科教育到達目標（コンピテンシー）>

1. プロフェッショナリズム(1)(2)(3)(4)(5)(6)
2. 医学知識と問題対応能力(1)(2)(3)(4)
3. 診療技能と患者ケア(1)(2)(3)(4)(5)(6)(7)(8)
4. コミュニケーション能力(1)(2)(3)(4)
5. チーム医療の実践(1)(2)(3)
6. 医療の質と安全の管理(1)(2)(3)
7. 社会における医療の実践(1)(2)(4)(5)(6)
8. 科学的探究(1)(2)(3)
9. 生涯にわたって共に学ぶ姿勢(1)(2)(3)(4)

<医学教育モデル・コア・カリキュラム（平成28年度改訂版）>

- G-1診療の基本
- G-2臨床推論
- G-3基本的臨床手技
- G-4診療科臨床実習

### 【SDGsについて】

03. すべての人に健康と福祉を

### 【授業計画】

#### ・授業の方法

臨床実習に入るためには、共用試験（CBT・OSCE）に合格し、Student Doctorの認定を受ける必要がある。

4、5年次のBSLでは、16診療科、検査部・病理部等、救急・形成外科を2週間ずつ実習する。5、6年次のCCSでは4週間ずつ選択式の9つの診療科、そのうち3つは学外病院で実習する。BSLでは主に見学型の実習となるが、CCSでは診療参加型の実習となる。ただし、指導医の下、学生に許容される医行為ガイドラインに基づき可能な範囲で医行為を行う。

#### ・日程

4年生：4年の10月～5年の7月までの約1年間BSL（2週間ずつ）。

5年生：7月までBSL（2週間ずつ）。10月から6年の7月までCCS（4週間ずつ）。

6年生：5年生10月から7月までCCS（4週間ずつ）。

実際の実習内容については、各診療科等のシラバスを参照のこと。グループ編制や日程は、掲示及び別に配布の手引き等を参照のこと。

### 【演習型講義】

CCS（4週間）の各フェーズ最終日に、臨床医学の知識をより深めることを目的とした臨床講義を実施する。今年度の演習型講義においては、「医療倫理」に関する講義も予定している。

授業計画は、9月初旬頃に掲示等により周知する。参考までに、前年度実施内容（一部実施予定含む）を以下に示す。

演習型講義（令和4年10月～令和5年7月）※予定を含む

- 10月28日（金）学生が希望する分野の講義2コマ
- 12月23日（金）5年生チャレンジ模試試験
- 2月3日（金）5年生チャレンジ模試結果解説
- 3月3日（金）医学部生向け労働法教育講義・講演
- 5月19日（金）講義3コマ  
医師国家試験体験談  
教務委員長講話
- 6月15日（木）・16日（金）第1回テコム模擬試験
- 7月15日（金）第1回テコム模擬試験結果解説

### 【学習の方法・準備学修に必要な学修時間の目安】

#### ・受講のあり方

積極的に実習に取り組むこと。

①ポートフォリオの作成

実習中に学んだこと、課された課題や作成したレポート、受けた講義、プレゼン内容、入手した情報やデータなど、臨床実習中の一切の軌跡を時系列でファイルへ入れること（\*このファイルをポートフォリオと言う。）。

②自己評価シートの記入

③医行為の記録

①と②は各診療科の実習終了時に、担当教員に提出し評価を受けること。

③の医行為の記録は、BSL及びCCSの実習が終わった後、速やかに学務課に提出のこと。

#### ・授業時間外学習（予習・復習）のアドバイス

臨床実習はこれまでの学習の仕上げの場となる。実習に先立ち、各診療科等のこれまでの学習内容についても、よく確認の上実習に臨むこと。

臨床実習を有意義なものにするには「ふりかえり」が大切である。自己評価シート等を用いて、各自実習の「ふりかえり」を行うこと。

### 【成績の評価】

#### ・基準

各診療科の臨床実習シラバスを参照のこと。

実習中の態度、出席状況等の各診療科の評価をもとに総合的に判断する。

・基準

期日までポートフォリオと医行為の記録の提出がない場合は不合格となる。  
CCS終了後に、臨床実習終了時OSCEの受験が卒業のため必要（平成29年度6年生から）。  
なお、不合格の診療科等がある場合は臨床実習は不合格となる。

・方法

各診療科の臨床実習シラバスを参照のこと。  
実習中の態度、出席状況等の各診療科の評価をもとに総合的に判断する。  
期日までポートフォリオと医行為の記録の提出がない場合は不合格となる。  
CCS終了後に、臨床実習終了時OSCEの受験が卒業のため必要（平成29年度6年生から）。  
なお、不合格の診療科等がある場合は臨床実習は不合格となる。

【テキスト・参考書】

各診療科の臨床実習シラバスを参照（プリント、テキスト、参考書など、各診療科によって異なる）。

【その他】

・学生へのメッセージ

臨床実習では、当然ながら、実際の患者さんに接することになる。服装、身だしなみには注意する。また、実習は、参加しなければ意味がない。必ず出席すること。

ネームプレートの着用は必須。

指導教員の指示に従うこと。不明の点があれば指導教員に聞くこと。

患者情報の取り扱いには、特に注意のこと。医療情報システム（JUH10）の利用に当たっては、別に配布している臨床実習手引き内の注意事項を理解のこと。

院内各施設入室用のICカードとPHSは、実習中に大学から貸与しているものである。管理に十分注意のこと。紛失・破損（折り曲げた場合含む）の際は、自己弁済となる。実習終了後に速やかに学務課に返却のこと。

・オフィス・アワー

<山形大学で教えていること>

県内各地の第一線病院での実習を含み、1次医療から3次医療まで実習できる。

全体で74週にわたり、長く現場で実習できる。

地 支 第 26 号  
令和5年8月21日

厚生労働省医政局長 様

山形県健康福祉部  
部長 堀井 洋幸

地域の医師確保のための入学定員増に係る誓約書

令和5年8月8日付け5文科高第669号、医政発0807第12号に基づき、下記のとおり、令和6年度における地域の医師確保のための入学定員増を行うこととしました。

地域の医師確保等に関する計画及び都道府県計画等に沿って、地域枠入学者が地域に定着するよう取組を行います。

記

増員数

8名

- ・ 国立大学法人山形大学医学部における地域枠：8名

【担当】

山形県健康福祉部

地域医療支援課 保科

電話 023-630-2258

Mail [ishikakuho@pref.yamagata.jp](mailto:ishikakuho@pref.yamagata.jp)